

第34回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成22年3月12日(金曜日)

| | | | | |
|---------------|-----|---------|-----|-----------|
| 出席議員 (21名) | 1番 | 石 堂 基 | 2番 | 新 田 俊 一 |
| | 3番 | 片 山 武 憲 | 4番 | 岡 本 義 次 |
| | 5番 | 笹 田 鈴 香 | 6番 | 金 谷 英 志 |
| | 7番 | 松 尾 文 雄 | 8番 | 井 上 洋 文 |
| | 9番 | 敏 森 正 勝 | 10番 | 高 木 照 雄 |
| | 11番 | 山 本 幹 雄 | 12番 | 大 下 吉 三 郎 |
| | 13番 | 岡 本 安 夫 | 14番 | 矢 内 作 夫 |
| | 15番 | 石 黒 永 剛 | | |
| | 17番 | 西 岡 正 | 18番 | 平 岡 き ぬ 糸 |
| | 19番 | 森 本 和 生 | 20番 | 吉 井 秀 美 |
| | 21番 | 鍋 島 裕 文 | 22番 | 山 田 弘 治 |
| 欠席議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|-------------|---------|------------|-----------|
| 事務局出席 職員職氏名 | 議会事務局長 | 大久保 八 郎 | 書 記 | 尾 崎 基 彦 |
| 説明のため出席 した者の職氏名 (26名) | 町 長 | 庵 途 典 章 | 副 町 長 | 高 見 俊 男 |
| | 復興担当理事 | 山 田 聖 一 | 教 育 長 | 勝 山 剛 |
| | 天文台公園長 | 黒 田 武 彦 | 消 防 長 | 加 藤 隆 久 |
| | 会 計 課 長 | 上 谷 正 俊 | 総務課長兼財政課長 | 坪 内 頼 男 |
| | まちづくり課長 | 前 澤 敏 美 | 災害復興対策室長 | 長 尾 富 夫 |
| | 税 務 課 長 | 保 井 正 文 | 住 民 課 長 | 木 村 佳 都 男 |
| | 福 祉 課 長 | 内 山 導 男 | 健 康 課 長 | 新 庄 孝 |
| | 農林振興課長 | 小 林 裕 和 | 商工観光課長 | 廣 瀬 秋 好 |
| | 地籍調査課長 | 茅 原 武 | 建 設 課 長 | 野 村 正 明 |
| | 水 道 課 長 | 野 村 久 雄 | 下 水 道 課 長 | 寺 本 康 二 |
| | 生涯学習課長 | 福 本 美 昭 | クリーンセンター所長 | 谷 口 行 雄 |
| | 教育委員会総務課長 | 福 井 泉 | | |
| | 上月支所長 | 達 見 一 夫 | 南光支所長 | 春 名 満 |
| | 三日月支所長 | 田 村 章 憲 | | |
| 欠 席 者 (1名) | 教育委員会教育推進課長 | 岡 本 正 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅 刻 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早 退 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り | | | |

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 発議第 1 号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第 2 . 発議第 2 号 佐用町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 3 . 発議第 3 号 日米 F T A (自由貿易協定) 締結交渉に関する意見書 (案)
- 日程第 4 . 議案第 4 号 西播広域行政協議会の廃止について
- 日程第 5 . 議案第 7 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 6 . 議案第 8 号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について
- 日程第 7 . 議案第 9 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 . 議案第 10 号 佐用町駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 . 議案第 12 号 佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第 22 号 工事請負契約の変更について (学校給食センター建設工事)
- 日程第 11 . 議案第 23 号 工事請負契約の変更について (久崎小学校プール建設工事)
- 日程第 12 . 議案第 24 号 工事請負契約の変更について (三日月小学校プール建設工事)
- 日程第 13 . 議案第 25 号 物品購入契約の変更について (学校教育用コンピューター等整備事業)
- 日程第 14 . 議案第 26 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 7 号) の提出について
- 日程第 15 . 議案第 27 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
- 日程第 16 . 議案第 28 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
- 日程第 17 . 議案第 29 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
- 日程第 18 . 議案第 30 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 (第 5 号) の提出について
- 日程第 19 . 議案第 31 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 5 号) の提出について
- 日程第 20 . 議案第 32 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
- 日程第 21 . 議案第 33 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 (第 4 号) の提出について
- 日程第 22 . 議案第 34 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 23 . 議案第 35 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 24 . 議案第 36 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 25 . 議案第 37 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
- 日程第 26 . 議案第 55 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 1 . 発議第 5 号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書 (案)

午前09時30分 開議

議長（山田弘治君） おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦勞様でございます。

なお、岡本教育推進課長から公務のため欠席届が出ており、認めておりますので、報告をします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1から日程第25までは、3月3日に、提案に対する提出者及び当局の説明は終了いたしておりますので、順次、質疑・討論・採決を行いますのでよろしく願いをいたします。

すいません。私、先ほど、3月3日というふうに申し上げましたけれども、これは、3月の2日ですので、訂正をさせていただきます。

日程第1．発議第1号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について

議長（山田弘治君） まず日程第1、発議第1号、町長の専決処分事項に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対の討論はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） おはようございます。鍋島です。反対討論をいたします。

本議案は、専決処分を議会が町長に委任する条例制定であります。

今、行われている専決処分は、処分後、議会の議決が必要であります。これを報告だけで良いとするものであり、議会の権限縮小につながるものであることを指摘し、反対討論をいたします。

議長（山田弘治君） 次に賛成討論の方はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより発議第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第1号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって発議第1号、町長の専決処分事項に関する条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

日程第2．発議第2号 佐用町犯罪被害者等支援条例の制定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第2、発議第2号、佐用町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 第7条、支援金の支給についてお伺いしたいんですけども、これは、犯罪被害者支援法及び犯罪被害者給付制度による町の条例化だと思うんですけども、犯罪被害者給付制度の中では、第7条に関して、親族間で行われた犯罪。それから、犯罪被害の原因が被害者にあるような場合。

それから、3点目に、町条例ではないんですけども、労災保険等の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されない。こういうふうに、犯罪被害者給付制度ではなっているんですけども、町条例では、この、他の保険等の損害賠償を受けた場合についても支給されるとあるんですけども、その点は、制度とは、整合、どんなことでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、西岡議員。

17番（西岡 正君） この条例については、刑法で、今、定められております傷害あるいは殺人と、こういった形の中を中心にやっているものでありますので、今、言われるものについては、今、入っておりません。

議長（山田弘治君） 他に、他にないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論はありますか。次、賛成の討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより発議第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。発議第2号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって発議第2号、佐用町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

日程第3．発議第3号 日米F T A（自由貿易協定）締結交渉に関する意見書（案）

議長（山田弘治君） 続いて日程第3、発議第3号、日米F T A（自由貿易協定）締結交渉に関する意見書（案）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑がないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 発議第3号、日米F T A（自由貿易協定）締結交渉に関する意見書について、賛成の討論を行います。

国際的な貿易交渉は、W T Oの多国間交渉があります。F T Aは、W T O協定の例外として、2国間又は複数国家間の貿易交渉で、実質的に全ての貿易について、原則10年以内に関税撤廃を基本としています。

日本が日米F T A交渉を促進すれば、農業の輸出大国アメリカとの間で、関税撤廃など全面自由化を推し進めることとなります。農業条件は、規模も生産コストもアメリカが圧倒的に有利で、商店の米は、経営規模で100から150倍の差があります。アメリカの生産は、多くが輸出向けで国が助成しています。

アメリカの対日輸出の28パーセントが農産物で、日本の対米輸出は、工業製品が圧倒的です。関税は、工業品目は、トラックなど一部に定率が課せられていますが、農産物は、米、小麦など高率な物が残っています。

アメリカの政府関係者も、米を含めて、農業は、アメリカと日本のF T Aの中心と述べています。日本の農産物関税は、米など一部に高い品目もありますが、平均関税率が11.7パーセントで、世界でも最低です。これ以上の輸入自由化は、食糧の確保を危うくし、農業農村を崩壊させるものであり、完全自由化は農業再生の大きな障害にならざるを得ません。

昨年の夏に、全国農業協同中央会の全国大会が開かれました。農政の運動方針について、政府・与党をはじめ、全ての政党に対して、生産現場の農家組合員の声を主張し、国政に反映するという国民運動を行う等、特別決議しています。

また、J A全中と全国農政連は、昨年の8月、日米F T A断固阻止。W T O農業交渉対策全国代表者緊急集会を開催し、J A組合長ら500人が集まり、日米F T Aは、日本農業を崩壊させる、断じて認めることはできないとしています。

今こそ、日本の食糧自給率向上、農業再生のため、日米F T A締結に向けた交渉を行わ

ないよう求め、本意見書の賛成討論といたします。

議長（山田弘治君） 他に。他にないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより発議第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって発議第3号、日米FTA（自由貿易協定）締結交渉に関する意見書（案）は、原案のとおり可決をされました。

日程第4．議案第4号 西播広域行政協議会の廃止について

議長（山田弘治君） 続いて日程第4、議案第4号、西播広域行政協議会の廃止についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第4号、西播広域行政協議会の廃止については、原案のとおり可決をされました。

日程第5．議案第7号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第5、議案第7号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 質問します。この理由なんですけども、当初の役割を終えたものとしてということなんですけど、あっ、間違えた。

議長（山田弘治君） ああ、違う。あるんですか。笹田議員。

5番（笹田鈴香君） すいません。ちょっと取り消します。今の取消。

議長（山田弘治君） 取消ですか。

5番（笹田鈴香君） ちょっと、慌てておりました。

議長（山田弘治君） はい。

他に、質疑ありますか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論はないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第7号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第7号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決をされました。

日程第6 . 議案第8号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第6、議案第8号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 今回の改正は、前回の改正というか、3年ごとということをお聞きしているんですけど、大きく変わる点。率の決定ですけれども、その点の説明もお願いできますでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） この畑作物の危険段階の掛金率についてはね、農業災害補償法ですか、その120条で3年ごとに一般的に改定されるという形になっています。3年ごとの見直しですから、過去の災害ですね、被害率を平均的に求めながらですね、県の方から、その改定率が、基準の改定率が改正されます。前回からですね、被害も大きかったものから、その改定率は上昇しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18番（平岡きぬゑ君） 率もそうですが、地域が、その、かつて、旧町ごとの分け方から、合併後の、その地域で危険段階区分が一緒になっているというのが、見受けられるんですけども、今回から、そういう大きな、大きなと言ったらあれですけど、一緒にした形をとられているというふうに見たんですけども、そうなんでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 前回まではですね、旧町ごと、佐用地区、上月地区、南光地区、三日月地区でですね、4地区で分けておりました。で、今回の改定においてですね、損害評価会でも議論させていただいて、過去に、先ほど言いました過去20年間のですね、それぞれ共済を引き受けた集落の被害率を出させていただいて、20年のそれぞれの集落の被害率を出させていただきました。それによってですね、被害率の大きい集落からですね、4段階に分類をさせていただきました。それによってですね、過去の、それぞれの共済金の支払、それから、先ほど言いました被害率、そういうものをもって、今回、各集落ですね、区分けする方が、より公平にできるという観点からですね、今回、集落ごとにですね、区分けをさせていただきました。

議長（山田弘治君） はい、他に。他にないようですから、これで本案に対する質疑を最終をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論はないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第8号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第8号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定については、原案のとおり可決をされました。

日程第7．議案第9号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第7、議案第9号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） じゃあ2点ほどお願いします。

1点目は、今回の義務教育の策定委員会の学識経験者の日額3万8,400円であります。これまでの学識経験の関係で言えば、近いところで、災害策定、それから災害検証委員会の学識の日額が1万2,400円。で、今回も、フォローアップ委員会も学識経験者が1万2,400円という設定なんですけど、とりわけ高い、この義務教育の学識経験者、この違いは、どういう点であるのか。それが1点目。

2点目に、小中学校の嘱託医の関係で、今回、耳鼻科というのが入っておりますけども、入って来た理由と。それと、小中学校に入って保育園には入らないのか。嘱託医、耳鼻科ですね。この2点お願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） ただ今、鍋島議員のご質問でございますが、まちづくり協議会の2名の学識経験者が3万8,400円と同等の業務を、今回の義務教育等の振興、基本方針策定に係わっていただくということで、主に想定しておりますのは、大学の先生をお願いしたいと思っております。そうした関係で、報酬が3万8,400円ということで、準じさせていただきました。

それから、2点目の小中学校の嘱託医の報酬でございますが、これ本来、義務教育の中では、耳鼻科も検診項目に入れなければいけないということだったんですが、実は、町内に耳鼻科がなくて、それと、中々、医師会の方の了解が得られないということがあったんですが、この度、医師会の方から、耳鼻科も項目に挙がっておるんだから、是非、体制がとれたから、やりなさいという、そういう意見もいただきました。協力の姿勢がありましたので、是非この機会に、学校で、学校で今まで、内科、外科とか、そういったのはあったんですけども、耳鼻科もしなければいけないということで、この度、体制が整ったということで、耳鼻科の検診を入れることにいたしました。その部分の報酬でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、もうちょっと突っ込んでね、学識経験者のことと言えば、確かに、まちづくり協議会顧問が、3万8,400円でね、これ設定の時に、議会でも、いろいろすったもんだ議論したんですけども、ちょっと聞きたいのは、例えば、今回の検証委員会の室崎委員長なんかは1万2400円。1万2,400円ですね。学識経験者だけども、この学識経験者と、この策定委員会の、学識経験委員の日額の差は何なのかという点を、分かれば、明らかにしていただきたい。

それから、耳鼻科については、保育園も必要じゃないかと思うんだけど、医師会が体制とれたら、保育園の嘱託医は必要ないのか。耳鼻科。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 検証委員会の、その先生方の報酬と違うと言いますのは、実は、この度の基本方針策定では、まちづくりと同じように、かなり時間を掛けた審議。それから、いろんな、作成していきます文書等の、かなり整理等も、ただ審議会に参加して、必要な意見を述べていただいただけじゃなくて、きちとした実務作業にもかかわっていただきたいと思っておりますので、そういう部分で、それと、あわせまして、いろんな方々の意見を聴取する中で、指導的な、指導的と言いますか、広く意見を聞いていただきます、コーディネーターじゃないですけど、会長にはなりませんけれども、結構責任のある立場の中で臨んでいただきたいと思っております。そういう部分で、非常にこう、まちづくり協議会の委員さんの、顧問にかかわっていただいております先生方と同じような働きになるんじゃないかなということで、この金額を設定させていただきました。

議長（山田弘治君） はい、もう1点。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 福祉課長。

〔鍋島君「もう1点、保育園は、どないな」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） 保育園についても、医師会の方と協議をさせていただいておるんですが、ただ、ちょっと今の現状の耳鼻科医の人数で、12園の保育園を嘱託医とするのが、ちょっと現実的に不可能ということで、その目途が立っておりませんので、順次、そういう体制が取れましたらですね、また、協議して、保育園も、その耳鼻科医という対応を考えていきたいというふうに準備を進めております。

議長（山田弘治君） はい、他に。他にないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第9号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。
議案第9号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第9号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第8 . 議案第10号 佐用町駐車場条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第8、議案第10号、佐用町駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） ええっと、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） パーク&ライドでですね、姫新線のお客さんが、たくさん乗っていただくということで、このことについては、いいことかと思えますけれど、関連としてですね、学生達の自転車で行った場合、駐輪場は、今後、どういうふうに考えがあるんか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 一般質問の中で、平岡議員からもですね、特にまあ、播磨徳久駅の駐輪場について、今後、どうしていくんかというふうなご質問をいただいた経緯がございます。佐用町内各駅をですね、調査をいたしましたところ、特に、播磨徳久駅におきまして、利用が多いといったような面がございます。そういった意味でですね、今後まあ、利用促進を図っていく状況を見ながらですね、検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 井上議員。

8番（井上洋文君） 関連してなんですけれども、この南光と三日月じゃないんですけど、

佐用の駅裏の公園を駐車場にということをお聞きしたんですけれども、公園という文字が入っておるんですけれども、これは、駐車場にして、そこらは問題ないんですかね。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 現在もですね、JR姫新線の利用の方についてもですね、駐車場として利用をしていただいているという経緯もございまして、今、ご指摘をいただきました点についても、庁舎内でも関係部署と調整もさせていただいたところなんですけど、この度、特段定めはございませんけれども、駐車場として利用をしていきたいというふうに考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 井上議員。

8番（井上洋文君） 私が、言いよんはね、そこで事故があった場合に、公園としてあると、駐車場というようにしているのと、そこらは、別に問題ないんですか。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 一応ですね、その事故の問題について、その詳細なことについては、判断は分かりませんが、基本的には、今日、お認めをいただきましたらですね、明日から、ご利用をいただけるような方向で進めて参りたいというふうに思っております。看板等も設置いたしまして、事故については、こちら、町の方では、責任を負わないというふうな形で、看板等も掲げまして、周知をしていきたいというふうに思っております。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 駅の南の公園という形で整備をして、実質、実際、あの公園も、あそこ遊具も置いたりですね、砂場も置いて、公園としても使えるようにしてあります。後の広場の所につきましてはですね、舗装をして、いわゆる公園の駐車場という考え方を含めて使ってもらおうということで、通勤者なんかも停めても、実質、そこでね、たくさんの、そういう広場としては、現実、子ども達を使うということも少ないとこなんで、公園は、公園としてちゃんと、そういうこと、整備も、遊具とか、そういうもんもありますのでね、駅前公園という形での、公園と駐車場という形での利用という形で考えていただきたいと。こちら、そういう形で考えたいというふうに思っています。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8 番(井上洋文君) 心配しよんはね、その公園となってるから、子どもが入ったりして、そこで事故が起きた場合にはね、問題ないんかということをお願いするわけです。

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵途典章君) ただ、それは、駐車場としたとしても、その別に、あそこ、車を入れてはいけないというね、形ではない。公園の中での駐車場というような、車も入れている、他のところも、笹ヶ丘でも公園の中に車も入れているわけなんで、同じ考え方でいいんじゃないかと思うんですけどもね。

議長(山田弘治君) 他に。

(平岡君 挙手)

議長(山田弘治君) 平岡議員。

18 番(平岡きぬ糸君) 改正案の附則 3 で、南光で、駐車料は無料とするということで、現在、商工会が管理している所ですけど、まあ指定管理されております。そういう状況から、その管理のあり方については、どのようになるのか、お聞きします。

(まちづくり課長 挙手)

議長(山田弘治君) まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 南光の駐車場のお尋ねでございますけれども、この駐車場についてはですね、法面等もかなりございまして、最低でも、年 3 回程度ですね、草刈等も必要かなというふうなことを考えております。

そういった意味で、今、ご指摘をいただきましたように、指定管理につきましてはですね、今回、解除するわけでございますけれども、後、そういった草刈等につきましてはですね、委託をしながら管理をしていきたいというふうに考えております。

(平岡君 挙手)

議長(山田弘治君) はい、平岡議員。

18 番(平岡きぬ糸君) その委託というのは、従来とは変わる。商工会から変わって、どこに予定されているんですか。

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 現在はですね、指定管理は、駐車場料金、有料でございますから、その料金をもって指定管理ということで、商工会にいたしておりますけれども、引き続き、新年度予算をお願いをしますけれども、商工会の方にお願いをしたいなというふうに考えております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 僕、場所がよう分からへんのんですけど、これ南光のんは、駅前なんやね。そうですね。

三日月のん、これ、僕、よう分からなんだんやけど、三日月、元からあったんが、第 1、第 2 いうのも、これ、茶屋とか末広とか折口が、まあもうひとつよう分からへんのあるんやけども、これ、駅の駐車場とするんにしたら、遠いんじゃないん。近いん。どうなん。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず 1 点目の南光第 1、第 2 駐車場につきましては、播磨徳久駅前でございます。

それから、三日月の駅の関係につきましては、このほど、第 3 駐車場ということで、整備をいたしました。この分がですね、駅に隣接をした、隣接というか若干東でございますけれども、そのものでございます。

第 1 駐車場、第 2 駐車場につきましては、今回の J R の関係とは別物でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） ほな、逆に聞くけど、その南光の 2 つは別物は分かったけど、これ、今までは、そういう駐車場の形で無料だったというの、よう分かるんやけど、この 2 つ上のは、何で無料だったん。この三日月の。別に駅とは遠いんだろ。近いの、どうなん。俺、よう分からへんのや。そこらへんの。

駅の近くて無料だったいうて、やっぱり皆、通勤に使うからというのは、よう分かるんだけど、例えば、折口というのが駅の側なんだというのが、分かったら、で、無料になるというのはよう分かったと。それは、ええことかなと思うんだけど、ほな、他の 2 つが、駅の近くでもないんだったら、何で、今までも無料だったんか。逆に、そこが、何で、無料だったんかがよう分からんな思うんだけど、どういうことなかな。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 三日月の第 1 駐車場、第 2 駐車場のことを申されてるんかなというふうに思うんですが、これについては、基本的にはですね、財政課の方で管理をしていただいておりますが、今回、この条例改正ということで、ここに挙がって参ってお

りますけれども、三日月の茶屋と言いますのは、旧ですね、町営住宅があったところでございます。現在、旧の三日月町時代に、払い下げというふうな形態をとりまして、その中にございますですね、町営の駐車場であると。で、有料でございます。

それから、もう1つの第2駐車場につきましてはですね、末広岸ノ上という所でございます。旧末広駐在所、国道179号に面しまして、駐車場があったわけですが、ああ、駐在所があったわけでございますけれども、その駐在所は、現在、移転をいたしておりますけれども、その跡地がですね、駐車場ということで、有料で、どちらも有料ですね、

〔山本君「ああ、有料なん」と呼ぶ〕

まちづくり課長（前澤敏美君） はい。いうことでございます。

11番（山本幹雄君） ごめんなさい。はい、分かりました。

議長（山田弘治君） はい、他に。他に質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第10号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第10号、佐用町駐車場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第9．議案第12号 佐用町台風第9号災害検証委員会条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第9、議案第12号、佐用町台風第9号災害検証委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで、本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 12 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 12 号、佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第 10 . 議案第 22 号 工事請負契約の変更について（学校給食センター建設工事）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 10、議案第 22 号、工事請負契約の変更について、学校給食センター建設工事を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 質問します。私、工事現場、ちょっと見て来たんですけど、この水路、今度の追加は、水路の工事なんですけれど、当初から計画をされていなかったのが、なぜなのかということ。

それと、もう 1 点は、この水路を作ることによつての効果ですね、それについて、お願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 当初からと言いますか、当初は、駐車場と隣の間、現況のままでフェンスをして、それで工事を、外構工事を、それでいこうと思ってたんですけども、途中、雨が降ったりしたような状況の中で、かなりあそこの水路に水が出てきて、隣の屋敷からも、かなり水が溢れて、水が流れてきたという状況で、途中、そういう、あまりにも、狭小のままで、まして、今度、駐車場をした場合に、駐車場の水も、その水路へ流れるだろうということでございまして、途中で変更せざるを得なくなったということでございます。

その効果と言いますのは、隣接地も駐車場の方も、ただ土羽だけの状況でしたので、かなり水が増えたら両方の土羽を、かなり損傷してしまうということで、しっかりした 50 センチの幅の、1 メーター 50 ぐらいな、隣地にも駐車場にも影響を及ぼさないという、そうした水路に変更させていただきました。

議長（山田弘治君） はい、他に。他に質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対の討論はありますか。次に、賛成討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 22 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 22 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 22 号、工事請負契約の変更について、学校給食センター建設工事は、原案のとおり可決をされました。

日程第 11 . 議案第 23 号 工事請負契約の変更について（久崎小学校プール建設工事）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 11、議案第 23 号、工事請負契約の変更について、久崎小学校プール建設工事を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 今回の増額となった要因について、提案の時には説明がありましたけれど、もう一度お願いできますか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 久崎のプールは、実は、本来、一番、入りやすい道路があったんですが、実は、そこが丁度、民地、ちょっと、天理教なんですけれども、その教会がありまして、その前を通らせていただくということで、計画してきたわけですが、その隣接地の方が、あまり大きな車両が、そこへ入ってもらったら困るということと、それからプールの横しから、ちょっと大型のトラックが入りにくいということが、初めは、当初、かかりやから、入り口の側をつぶして車両が入れるだろうという想定していたんですけれども、それが、やはり、あまり隣接地ですので、これからは、いろいろな形で迷惑かけてきます。そうした状況の中で、新たに、農地だったんですけども、プールに一番入りやすい農地の所を借用しまして、そこへ仮設の工事用専用道路をつけさせていただきました。それに伴います仮設の道路の設置と、その撤去に関する費用がかかりました。

それと、プールの、プールサイドに実は、当初、人工芝を設置して、後、プールサイド

だけ人工芝にする予定で学校と協議を進めていたわけなんですけど、それと本来は、防滑、滑り止めの佐用の町民プールのようなシートを敷いてやりたいと思っていたんですが、それが、いろんな所を見ましたら、直ぐにはぐれてしまって、あまり良くないということで、学校の理解を得て、人工芝を、そのサイドだけはるということで計画していたんですが、実は、人工芝は、管理がしにくいということで、そこで再度学校と協議しながら、業者にも、いい方法を検討していたんですけども、結局、防滑シートで、きちっとやれたら、5年間は補償しますという、業者が補償付けてくれましたので、学校も防滑シート、滑り止めの全面エンピシートの方が、後の管理がしやすいという状況になりまして、そうしたことで、それに伴います、人工芝と全面シートの差額と進入路の工事変更に伴います金額、それが、今回示しました変更額でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 先ほどの説明の中で、プールの周辺を、防滑シート、5年間補償されるのでということ言われたんですけども、5年間の補償のありようなんですけど、町民プールの場合は、屋内ですから、比較的損傷が少ないんじゃないかと。屋外に比べて、そういうふうなことも思うんですけど、そういう点で、5年間の補償で、そのいわゆる自然にした場合、全面的に、傷んだら補償してくれるんですか。その、ちゃんとやり変えてくれるということなんでしょうか。その補償のありようについて、お願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） そこまで具体的には詰めておりませんが、業者が補償するということは、5年間、どんな損傷が出ましても、おそらく、全体的に、全面的にということになったら、全面ですし、部分的に、もし、そうした障害でた場合には、部分的になると思います。

とりあえず、通常きちっと見て、問題ない状況を5年間補償してくれるんじゃないかなと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 私も、そう思いたいんですけど、その思いのように、きちんとしてくれるように対応してもらおうということの補償があるんかということを知りたいんです。

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 5年間は、業者が、当然、補償すると言っておりますので、それを信用しまして、後の、もし不具合な所、損傷が出た場合には、直ぐに業者に連絡を取って補償させたいと思っております。

議長（山田弘治君） 他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20 番（吉井秀美君） このシートは、他の学校で利用、既にされている所があれば、教えて欲しいんですが、その今、補償期間のことを言われておりましたけど、屋外で使っていて、だいたいの耐用年数というのが、分かれば教えていただきたいです。後々の、そのメンテナンスに費用がたくさんかかるというようなことはないのかどうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） すいません。そうした前例の学校、私の方は、担当者は、研究して知っているか分かりませんが、ちょっと、そこらへんの、私、ちょっと担当者から、ちょっと聞いておりません。申し訳ございません。

まあ、後のメンテにつきましても、経過を見ないと、全然分からないんですけれども、とりあえずは、5年以降も、もし、そうした障害、もし不具合が出た場合には、その時点で対応しなければいけないと思います。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 気になるのはその、業者は言ってますということで間違いはないかいうわけで、契約まで必要ないのかな。こういう問題。瑕疵契約等と、また違って来るから、契約必要ないかどうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こういう建設に係わるものにつきましてはですね、例えば、防水工事だとか、屋根工事だとか、そういう物、資材の、材料、そういう物につきましては、保証証書という物を提出させて、それによって補償されますのでね、その中にですね、補償内容というものが明記されます。こういうシートというのは、どうしても屋外ですから、雨風、また夏場なんかの暑い日光、そういうことで劣化をしていくんですけれども、だいたい通常 10 年ぐらいは使えます。で、一番心配なのはね、結局、コンクリートとの剥離が起きやすいわけです。そういう点については、全面的に剥離するんじゃないかって、一番弱い所が、部分的に剥離とかいうようなところがあるんですけれども、そういう剥離につい

ては、再度接着剤を付けて修理がしやすいという面もありますのでね、決して、5年で、ほんじゃあ駄目になってしまうというものではないというふうに、私は、思ってますし、材料については、耐候性とか、そういう物から見れば、全て10年以上は、十分使えるという物だというふうに思っております。

補償につきましては、先ほど言いましたように、保証書というものによって契約をします。

議長（山田弘治君） 他に。他にないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第23号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第23号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第23号、工事請負契約の変更について、久崎小学校プール建設工事は、原案のとおり可決をされました。

日程第12．議案第24号 工事請負契約の変更について（三日月小学校プール建設工事）

議長（山田弘治君） 続いて日程第12、議案第24号、工事請負契約の変更について、三日月小学校プール建設工事を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） 松尾議員。

7番（松尾文雄君） 先ほども出てましたけども、全面シートなり、防滑シートということですけども、三日月の小学校のプールは、試験的だったかと思うんですけども、天然芝が少しはられてた経過があるんですけども、その結果は、どうだったのかな。まあまあ、あまり良くなかったから、こういうふうになったのかなと思うんですけども、その点は、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 本当に試験的に、また改修するという前の年でありましたので、状況を見ておりましたけれども、当初、どうしても、カビと言いますか、草的な物が入ったり、それから上を刈った物が、どうしても水に入ったりと。それと、全面をはるとするのは、もの凄く管理が時間がかかると。いっつも水の中に何かが浮いているような状態、そういうようなことが結果として見受けられました。

議長（山田弘治君） 他に、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 24 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 24 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 24 号、工事請負契約の変更について、三日月小学校プール建設工事は、原案のとおり可決をされました。

日程第 13 . 議案第 25 号 物品購入契約の変更について(学校教育用コンピューター等整備事業)

議長（山田弘治君） 続いて日程第 13、議案第 25 号、物品購入契約の変更について、学校教育用コンピューター等整備事業を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 25 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 25 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 25 号、物品購入契約の変更

について、学校教育用コンピューター等整備事業は、原案のとおり可決をされました。

日程第 14 . 議案第 26 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 14、議案第 26 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 昨年の災害におきまして、佐用町にですね、税収の分で、被災者の方に対してですね、免除をされた分ありますね。そして、その免除額が、いわゆる何件で、金額がいくらになったんかという該当の税目を教えていただきたいと思います。

〔税務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 税務課長。

税務課長（保井正文君） お答えします。この補正時点から多少動いておるんですが、直近の数字で申し上げます。

5 日現在で、町県民税に関しましては、対象者が 624 名、税額で見ますと、町県民税両方で 3,054 万 7,500 円。町民税だけで限って言いますと、1,835 万 1,900 円でございます。

10 月あるいは 1 月、通常の町県民税の納期に際しましては、該当の方に減税額を書き込んだ申請書を配布しまして、申請勧奨に努めたわけなんですけど、人によっては、二度ほど勧奨しております。

で、今日現在で、なお申請がなされていない方が 7 名いらっしゃいます。額としましては、町民税で 5 万 6,900 円。2 月の 16 日以降、申告を各会場で行っておるんですが、その会場に 2 名ほどは、いろんな複雑なんがありますので、こんなもいうことで提出された方もいらっしゃいますんで、年度末あるいは出納閉鎖を目途に、この 7 名の解消に努めたいと思っております。

それから、もう 1 つにつきましては、固定資産税でございます。で、ご承知のように、家屋の方も、昨年 10 月、11 月と、り災証明関係の住家を除きます付属等につきましては、こちらの方で確認しております。

また、11 月以降、12 月いっぱいにかけてまして、特に、災害の影響が激しかった河川沿いあるいは山間部の農地等についても、税務課の職員が可能な限り現場を見て、対象の方には、同様に 2 月の固定資産税の納期の期間、あるいは 12 月も含めまして勧奨をいたしまして、家屋については、906 件、これ納税義務者の件数でございます。で、棟数にしましては、1,986 件で税額は 906 万 5,644 円。それから、土地につきましては、筆数で 428 筆。で、納税義務者につきましては、258 名ということで、農地ですんで、非常に税額的には少ないんですが、合わせまして、17 万 5,252 円。

それから、これは、数かなり少ないんですが、償却資産、3 件で 69 万 2,200 円。総額にしまして、義務者件数、要するに納税義務者件数が 1,128 名で、総額 986 万 5,800 円。

今日現在申請が、ごめんなさい。10日現在で申請未だの方が、104名。税額で23万8,100円ということになっております。以上でございます。

議長（山田弘治君） 他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） それから、何ページや、10ページやな、10ページの分の歳入のところ、15の15の滞納繰越の13万1,000円、それから、固定資産の10番の15の滞納、この1,000万、これらの説明をお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 滞納繰越分につきましては、法人等につきましては、実績を勘案して、実績に応じた格好で、当初の予算から13万1,000円増額させていただいております。

また、固定資産税の1,000万につきましては、固定資産税につきましては、相当の、時に、大型の、それこそレジャー産業と言うんですか、そういったところで、過去の滞納額が累積しております。その中から、総額の40ないし50パーセントを21年度の予算に計上してございましたが、今日現在の滞納分の収納実績と勘案しまして、1,000万ぐらいいは、当初の予算から見込み減ということで、減額させていただいております。

ただまあ、過去からずっと継続した特定の大口がありますんで、そういった経緯の中では、21年度現年については、当初約束したとおり、この3月につきましても、滞りなく現年分については、収納いたしております。

それから過年分につきましても、先ほど、滞納分につきましても、相当努力して、額的には、届かないんですが、現在のところは順調に入っております。

以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4番（岡本義次君） その件数的には、何件ぐらいあるといったんかな。

議長（山田弘治君） 税務課長。

税務課長（保井正文君） あくまで、これ1月時点の推計ですし、それからご承知のように、固定資産税、あるいは町県民税、特に、固定資産税につきましては、3月31日、災害によりまして、3月31日までの徴収猶予を行っております。猶予の件数も、ちょっと暫くお待ちください。すいません、ちょっと件数調べておったんですが、手元の資料、バタバタしまして見当たりませんが、かなりの数の猶予をいたしております。

具体的に何件、何ばいところまでは、現在のところは、精査いたしておりませんので、

よろしく申し上げます。

議長（山田弘治君） 他に。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 井上議員。

8番（井上洋文君） 15 ページ、一番上、総務費国庫補助金のところで、地域活性化・公共投資臨時交付金の減額について、お聞きしたいんと。

その下で、子ども手当準備事業補助金、まあ準備事業の補助金なんですけれども、本町として中学3年生まで何人おって、あれ6月からですか、実施するとすれば、どのくらいの金額が本町に下りてくるかと。

それと、もう1点は、町の持ち出しはないのか。その点、ちょっとお聞きします。

議長（山田弘治君） 総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 私の方から、この地域活性化・公共投資臨時交付金、いろんな事業が入っております。で、今回、この減額している事業は、教育委員会の太陽光の発電の関係が、5,301万7,000円。それから、もう1件、携帯関係で、まちづくり課が主管してます大日山地区の分が、その分での減額。それが、505万8,000円。その減額を現計予算で精査させていただいて、2,257万5,000円の減額としています。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 続いてお尋ねの、子ども手当の準備事業費の補助金なんですが、これはですね、国の方から、今、示されておりますのは、市町村の場合は、定額、基礎部分が300万×人口×65円。概ね、この計算式においてですね、この21年度に補助金として入って来る予定になっております。

で、ほとんど同額が、来年度、新年度に向けての準備費なんで、電算システムの開発費相当分ということで、佐用町の場合は、試算しますと、この430万5,000円という金額になっております。

それから、2点目のお尋ねの、じゃあ、子ども手当が、22年度出される場合というのは、この22年度の当初予算でも挙げておりますので、ちょっと、その総括表、未だ準備ができておりませんので、できましたら、ちょっと、新年度予算案の中です、申し上げたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 13ページ、25の15の使用料の20万。それから、25の25、11万、1万1,000円か、これについての件数と、その中身をお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 建設課長、はい。

建設課長(野村正明君) 土木使用料の改良住宅ですよ。

4番(岡本義次君) はい。

建設課長(野村正明君) これにつきましては、過去の滞納の部分なんですけども、改良住宅の分で、当初、1万円を予算計上しておりましたけれども、入居者のご理解をいただく中で、1万1,000円が増えましたので、そういうことで、徴収予定以上にできたということで、1万1,000円を挙げております。ちなみに、該当者はお1人だけであります。

〔岡本義君「あの上の分は、20万の」と呼ぶ〕

建設課長(野村正明君) ああ、15番ですか。

4番(岡本義次君) 15番と。

建設課長(野村正明君) すいません。これにつきましても、同じように、こっちの方は、公営住宅の方でございまして、当初にですね、30万予定をしておまして、それが、徴収が概ね50万になるであろうということで、20万追加で、歳入増で挙げさせていただいております。該当者につきましては、6人でございます。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) 笹田議員。

5番(笹田鈴香君) 18ページですが、県の支出金で、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金と、それから緊急小規模急傾斜地の崩壊対策事業補助金、これの金額、それぞれ出ていますが、説明1回受けたかと思うんですが、もう一度説明と、それから、今の進捗状況ですね、入札とかの関係は、どうなっているかお尋ねします。

〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) これにつきましてはですね、いつかの議会でもご報告したと思うんですけども、今回の災害ですね、甚大でございました。いうことは、激甚に指定されるという前提の中で動いておる。いわゆる急傾斜地崩壊対策事業というのがありますけども、

そのミニ版だというふうにご理解をいただいたらいいと思うんですけども、その中で、上段のですね、がけ崩れ対策事業補助金とありますね 1,915 万 2,000 円。これについては、対象者が 2 戸以上ということで、該当されます。本位田の塩田地区でございますけれども、これに対する事業費がですね、いわゆる全体では、2,500 万ほどあるんですけども、個人の方にご負担をなるべく軽減するという意味で、工事請負費の 5 パーセントをお願いしておるわけなんですけれども、この分については、事業費の 4 分の 3 ですね、歳入の方ですから、4 分の 3 が、県の方から降りてくると。4 分の 1 が町補助でございます。

それから、下の部分については、1 戸であっても対象になるよという事業でございます、該当箇所が 8 件ございます。これに対しての総事業費が 2,700 万。2,700 万でして、その内、3 分の 2 が、県から補助金がありると。3 分の 1 が町費でございます。以上でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） もう 1 つ、後、状況ですね、もう落札が終わってるかどうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ああ、すいませんでした。これについては、3 月にですね、やっと、激甚の見込みと言うんですか、ほぼ間違いないだろうという段階で、補正を組むということでございましたので、全て、繰越ということで予定をさせていただいております。現場は、動いておりません。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 24 ページの雑入ですけども、公用車災害給付金、補正予算 4 号で 6,350 万、それから 6 号でもあるんですけども、この減額の主な理由は何でしょうか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） この公用車の災害の給付金の減額の一番大きな要因は、消防タンク車の修理、それを当初、1,800 万程見込んでおったんですけども、実際に、修理に付した時に、いろんな、こちらが駄目だと思っていた部分についても、修理をしなくても良かったという部分もあったりして、実際には、1,000 万程、それで残が出たと。これが一番大きな減額の要因です。

6 番（金谷英志君） 分かりました。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 同じく 24 ページなんですけど、県市町村振興協会市町交付金、これが 1 億 2,861 万 8,000 円と、金額的には、大変大きなものですが、宝くじの関係だと思っ
たんですが、宝くじだけなのか、その他にもあるのか。この理由をお願いします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 財源としては、振興協会ですので、宝くじということの財源で、今回、交付していただいているんですけども、激甚指定ということになった中で、災害対策の交付金という協会の方が、そういった規定もあります。そういう中で、今回、全壊とか半壊とか床上浸水、そういうものをベースに、町の方に交付金としていただいた分が 1 億 2,861 万 8,000 円の内、1 億 2,277 万を交付していただいています。はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） これも、今までに、こういうことがあったのかどうか、それに関連してるとは限らないんですが、次のページの 26 ページに、歳入に、欠かん債というものがあるんですけども、これらも災害の時に、財政の措置として使える債券らしいんですが、これらも、過去にね、このようなことがあったかどうか、お尋ねします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 市町村の振興協会の交付金については、過去にも、そういった災害があれば、この交付要綱というのは、その都度、今回の交付金については、この去年の 7、8 月の豪雨災害ということで、台風 9 号ということでの交付規定に基づいて交付されてます。だから、他のいろんな災害についても、そういった形で、交付要綱規定を定められて交付されるものだと思ってます。

それと、歳入欠かん債については、これは、また全く別の物で、先ほど、税務課長が、町税等の減収について、説明をしたと思いますけども、そういった町税、それから保育料の使用料、それから、住宅の使用料、そういったもので、非常にこういう災害で町が減収になると。その分について、歳入欠かん、起債を発行できるという、そういった制度があ

りますので、今回、歳入欠かん債を、発行させていただくということで、挙げております。
ちなみに、この歳入欠かん債の交付税の算入ですけれども、約 57 パーセントということで、交付税に算入される起債です。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 24 ページの一番上ですね、滞納処分費、これらについての内容説明と、それから 42 ページの分で、清掃費ですね、その中で、9 億 3,167 万 7,000 円からですね、2 億 6,500 万程、少なくて済んでおるんですけれども、最終的に、もう、こういう災害についての、こういうやつは、もう全部、これで完了したんかどうか。

それと、未だ、ちょっと聞くところによればですね、未だ、持って行ってない部分があるという、町民言っておるんですけれども、それらについては、未だ受け入れる余地があるんか、そこらへんは、どんなんです。

〔税務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 24 ページの滞納処分費の 103 万 1,000 円の減額でございますが、災害等がありまして、当初予定していた程、換価とか、そういったことはできておりません。

中でも、いっても、3 件、インターネット公売というようなことで、インターネットを通じまして、3 件ほど公売をさせていただきました。

それで、2 件は、成立したんですが、額が非常に少ないと。後 1 件、かなり大口のんを期待して行ったんですが、その物件そのものに問題等がありまして、結果的には、不成立ということで、予定していた処分費というようなことで、そういうものが得られましたので、それに対する、いろんな経費とか、そういったものも減額になっております。

滞納で徴収する分は別として、それにまつわる経費ということで、減額させていただいております。

〔クリーンセンター所長 挙手〕

議長（山田弘治君） クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） ただ今の質問ですけれども、今回の災害についての廃棄物の処理は、1 月末で、概ね完了しております。

若干、当初見込みと、見込んでおったごみの量が、途中、土砂等が混じりまして、ごみが大幅に少なくなりました。だいたい 60 パーセントぐらいで完了しております。それによりまして、第 3 回の補正で、いろいろと計上した分が、今回の補正で、こういう形で、2 億 6,500 万ほどの減額になっておりまして、当初、8 億 4,000 万ほどの予算を、5 億 5,000 万ぐらいで納まったということで、一応、完了しております。

今後のことですが、一応、2月26日に終了といたしておりますが、当初から、遅れるということで、申請いただいております方につきましては、そのまま免除で受入してありますが、何もなしで、急遽、受入して欲しいという方については、もう通常の有料で、家の解体等は、もう有料で受けるということです。

ただし、今、これから、いろいろと農業、農家の方が、田んぼに流れてきたごみとか、それから網とか、そういう物は、持ってこられておるんですけども、それにつきましては、一応、免除申請をいただいて、それによって受け入れられる物と、受け入れない物を、今は分けて受けております。

そういうことで、有料の部分で受け入れる分と、無料の分で受ける分と、その都度、事前に電話等で来てもらって、それから、そういう形で受け入れしていきたいとは思ってません。

議長（山田弘治君） あ、未だ、これ、質問、皆さんありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、矢内議員。

14番（矢内作夫君） 18ページのね、今、説明があった、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金なんですけど、これ今、2戸以上で、2,500万、工事額が。それで、個人負担が5パーセント言われましたね、ということは、125万になると思うんですけど、これは個人負担になるということで、ええんかということと。

その下の急傾斜地の崩壊対策事業の、これ、急傾斜地の場合は、多分、あれ、最高3万円だったと思うんですけど。これについては、2,700万で同じように5パーセントということになると135万ということになるんですけど、そういうことで理解してよろしいかな。

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 先ほど、十分に言えてなかったんですけども、まず、その18ページですね、これは、県費の部分で入って来る部分ですね。まずね。それで、事業費は、これは事業費に4分の3なり県費が3分の2入って来るんですけども、負担についてはですね、工事費の5パーセントです。工事費の。

それで、その分については、ページで言いますと12ページ、12ページにですね、土木費負担金ということで、急傾斜地崩壊対策事業負担金とあると思います。これがですね、いわゆる名称で言いますと、この2つのね、2つの事業の歳入を一括しているんですけども、ですから、例えば、2戸の部分については、事業費がですね、全体で2,500いくらですから、工事で言いますと、想定、未だ、精算してませんから分かりませんが、1,700万ほどです。予定は。ですから、それに掛ける5パーセントということで、80万ちょっとになると思います。

それと、下の1戸の分については、1,600万ほど想定してありますんで、その5パーセントということになると80万になるんですけども、それが8戸ですから、8戸ですから、それを按分、按分と言うんか、場所、場所によって、事業費違いますから、それは、ご認識いただきたいんですけども。

それと、一番最初にですね、こういった特殊な事業なんで、同意書を取らせていただいておりますので、5パーセントの負担は出しますよということでおさえております。

急傾の部分については、ご指摘のように、1,000分の2.5ですか、非常に低廉な負担金なんですけども、あれは県の事業ですから、あくまでも。今回については、そういった特殊な事業なんで、地元の区長さんもお呼びして、本人さんとも納得の上で、こういったことで、激甚ですよ。普通でしたら、5戸とか10戸いう要件があるんですけどね、特別ですからどうですかと。負担どうですかという確認もさせていただいて、事業をやろうとしてますんで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（山田弘治君） あ、未だ質疑あるようですから、暫く休憩をいたします。
再開を11時ちょうどいたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 先ほど、矢内議員との関連ですけれども、まず、18ページから、ちょっと歳入の関係2、3点お伺いします。

矢内議員の緊急小規模急傾斜地崩壊対策事業で、1戸でもという非常に魅力的なね、事業でありますけれども、はっきり確認しておきたいんですが、激甚指定ということでの、こういう事業ということなんで、8件の事業申請が出てるということですが、聞くところによると、その10月段階で、この県の申請は締め切ったというようなこともお聞きしておるわけですが、この申請が全て、そういった10月段階の期限までかということと、それと、どうでしょう、その後ですね、やっぱり、これだけ魅力的な、1戸だけというのは、今までなかったから、事業に対して、その後も出てくる可能性十分にあるんです。今回も、上月の例が1つありましたけれども、県に対して、そういう条件に合致すれば、申請、期限の関係も柔軟に対応できないかどうか、そういったことも必要じゃないかというように思うんですけれども、まず、そのあたりをお伺いいたします。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） 私、個人的には、そう思うんですけども、しぼりとしてですね、いわゆる、その度々申し上げておりますように、激甚指定あるいは、見込みのある箇所ということをはっきり謳ってございます。

それで、今回の例で言いますと、確か9月中だったと思うんですけども、概要的な申請を出しなさいというご指導がございまして、それに対応をさせていただいております。

それで、今、議員おっしゃっている、私も、最近聞いたんですけども、今の時点で、どうなんですかというふうな、県にもお問合せをさせていただきました。事業が特殊でございますので、そういった激甚の関係ですね、その部分で言いますと、21年度についてはですね、もう締め切ったと明確に言われました。それで、今後ですね、そういった部分につ

いての救済措置でございますけれども、これについても、具体的に言いますと 22 年度以降ですけれども、極めて厳しいという部分で、これも明確に言われましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、似たような事業が、農林サイドでもあるんですけれども、あくまでも、一番原点は、土砂災害の危険箇所、これが明確に、明確な位置でないと拾えません。そういった部分がございますので、裏山で崖地が崩れたというふうな部分、私とここで拾えるのは、やはり急傾斜に準じた、高さが 5 メーター以上、傾斜度が 30 度以上とか、いろんな要件の中で、危険区域ということがございますので、今回の申請につきましても、農林の小林課長ともですね、そういった住み分けをさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 続いては、13 ページの土木使用料、先ほど、岡本議員聞いてましたけれども、住宅使用料の現年度分の 300 万円の減額ですけれども、これは、一般質問の時にもお聞きしましたが、町営住宅の災害減免、一般質問では、172 万円という報告がありましたけど、これが入っているのかどうか、その点を確認します。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） はい、当然、入っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） それじゃあ、10 ページ、町民税関係で、現段階の減免状況、報告がありましたけれども、町営住宅家賃については、もう減免額を補正で組み込んでますけれども、今回、この町民税関係は、説明があったけれども、補正化はされてないという点は、なぜなのかということと。

その 11 ページの地方交付税の関係です。12 月特交が、8 億 3,000 万で、内災害が、6 億 6,000 万ということで、大きな期待を抱かしたわけでありましてけれども、3 月内示の状況、未だ来てないんか分かりませんが、分かれば、お願いいたします。

議長（山田弘治君） 税務課長。

税務課長（保井正文君） 先ほど申し上げました減免の金額と、それが補正に合致しないということですが、町民税につきましても、当初の予算額から、その都度、修正とか更正とか、いろいろ変動がありますので、3 月補正まで触っておりません。ある程度、額が確定してからということで、そういった中で、現実的には、増の部分がございます。で、増の部分と、先ほど申し上げました災害による減の部分とを相殺したような形で、今回、

3月で実績に近い形ということで、こういった額の補正をさせていただいております。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 地方交付税の特交の関係ですけれども、前年、20年度の交付額が6億2,000万ということで、その同じ12月の交付額いうのを9,100万ということは、約、3月期は、5億ほどですけれども、今回、その8億2,900万、12月で交付していただいておりますけれども、その中で、議員言われましたように、災害関係は、6億6,300万ということで、差し引きすると、1億6,000万で、同じ、去年の、去年とは一昨年ですけれども、交付時期と比較すると、7,800万。7,000万を超える増額が、この12月期に算入をされてます。

まあ、特交ですので、その中身は、よく分かりませんが、そういうことを勘案すると、前年並みの5億というのは、ちょっと厳しいのではないかなと思ってますけれども、財政としては、4億から5億で、その5億を交付していただきたらというようには、期待はしておりますけれども、そういう状況です。はい。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 39ページ、災害救助費の中で、時間外手当が520万ほど増えておりますけれども、全体に、やはり通常の年と比べて、災害があって、どの課も被害に遭われて、遅くまで残って頑張っていたというのを、分かるんですけど、最終的に、どれぐらいまで、役場全体としてですね、通常の年と比べて災害の分で、超勤というか、時間外手当が、いくらぐらい出ているのでしょうか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 全体で、精査はしておりませんが、災害関係ということで、例えば、民生費、住民課、災害対策をしておる住民課等ですと、時間外で100万を超えております。その他、建設課、農林振興課共に非常に、事務事業が増えている中で、同じような状況です。金額的には、未だ精査しておりませんので、また、決算とか、そういう面で精査させていただいたら、報告させていただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） また、分かった時点で、また、皆さんに提示してください。

それから、46 ページの 55 番の地籍調査でございますけれど、この分については、災害があったんですけど、その災害に関係なく、予定通り進捗できたんかどうかも含めてですね、いわゆる昨年度、何筆の何、面積でですね、何平米ぐらいできたとか、どの部分の集落ができたとかいうのが、お知らせをお願いします。

〔地籍調査課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、地籍調査課長。

地籍調査課長（茅原 武君） 今、ご指摘の災害の関係でございますけれども、災害による延期という形のところは、特には、なかったわけですが、地籍の場合に、今回、2 件ほどを災害に伴うというような形の中での繰越をさせていただいております。これは、今回の予算の中とは、また、違うわけですが、この繰越に伴うところの、今回の補正も、若干こう、この中に含まさせていただいております。

で、実績でございますが、今のところでいきますと、平成 20、今日ですかね、こういった時点での地籍調査の率にしまして、約 7.5 パーセントでございます。で、地籍調査の実際の完了したという面積にしまして、22.14 平方キロメートルでございます。

後、ほ場整備等が、9.37 ほどございますので、これを合わせまして、全体では、10.25 パーセントの進捗率の予定でございます。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようですから、

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず確認は、町債の関係で、25、26 ページ、1 つ、先ほどの歳入欠かん債、ちょっと私の、これ勘違いか分かりませんが、確認だけしておきます。

歳入欠かん債、激甚指定の場合、交付税算入が 90 パーセントというような話を聞いておるんですけども、57 パーセントという説明がありました。それは、間違いはないのかということと、できたら、災害対策債の関係で、合併特例債の、事業債の関係は、決まっていますから分かります。交付税算入 70 パーセント。他の災害対策債の交付税算入は、どのようになっているのか、ご説明願いたいと思います。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） まず歳入欠かん債ですけども、これについては、交付税の特交で、普通交付税じゃなしに、特交で見られるということで、示されています。率は、57 パーセントとなっております。

それと、後、災害関係の起債の算入率ですけども、児童福祉施設の災害復旧事業債と老人福祉施設、それと下水道施設、共に 47.5 パーセント。それと、農林水産関係の現年補助債については、95 パーセント。それと小災害については、100 パーセント算入と。それと、

公共土木の方ですけども、補助債については、同じ 95 パーセントで、単独債については、47.5 パーセント。それから、小規模復旧事業債については、66.5 パーセント。それと、学校関係の施設災害、これは 95 です。社会教育施設災害復旧、これについては、47.5 パーセント。同じように、庁舎関係の災害復旧事業債も、47.5 パーセントです。一番下の歳入欠かん債は、57 パーセントです。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 2 点、お尋ねします。

1 つは、39 ページの災害救助費、民生費災害救助費の 21、貸付金、1 億 900 万 1,000 円。補正した額が、そのまま減額という形になっているかと思うんですけど、この貸付金は、実態としては、どうだったんでしょうか。借りれないような物の貸付だったんですか。そこらへん、ちょっと説明お願いします。

それから、もう 1 つは、40 ページの、次の衛生費の中で、15、予防費の扶助費、マイナス 1,105 万 9,000 円。新型インフルエンザ接種助成ということで、必要でなかったから落としたんだと思うんですけど、ちょっと、そこらへんの予防接種のあり方というか、金額的に、あんまり利用されてなかったの、その点、説明お願いします。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 39 ページの災害援護資金の貸付金ですけども、ご質問のとおり予算は、1 億 900 万計上していたんですけども、実質は、相談が 1 件あったんですけども、実質の貸付は 0 でございました。そのために、全額減額させていただいております。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

扶助費の減額なんですけれども、まず 1 点は、12 月の補正させていただいた時点で、通常、それまでは 2 回接種ということでなっていたんですけども、12 月議会の時には、既に、1 回接種でいいというようなことでしたので、当然、その時点で、約 40 パーセントの不用額が出るんじゃないかというようなことを言っております。その不用額については、約 650 万ほどが、2 回目は、しなくていいという分の不用額です。

後、接種の、助成の対象者として、約 2,500 人ほどの対象者を見込んでおりました中で、実際、接種された方が、1,277 人ということで、未だ、約 50 パーセントの方が接種されたということで、50 パーセントの方が、接種されなかったということで、それが、450 万程で、合わせて、1,100 万ほどが不用額になったというような状況でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18番（平岡きぬゑ君） 最初、質問させていただいた、災害援護資金貸付金、相談は、2件ありましたということだったんですけれど、その2件というのは、この貸付金が貸し付けられなかったということなんですか、それとも、相談、1億から予算計上されていましたが、そこらへんの事情でどうなのか。いろいろ、貸付金のあり方については、借りたいんだけどという声も、実際、私も聞いたんで、ここらへんの貸付金のあり方、もうちょっと、借りれるようなものだったのか、ちょっと、その点、お願いします。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 相談件数は、1件でございました。

〔平岡君「1件、ごめんなさい」と呼ぶ〕

災害復興対策室長（長尾富夫君） 内容につきましては、この分については、町の弔慰金関係の条例の中に規定されてまして、所得制限でありますとか、あるいはまた、保証人関係、こういった状況の中で、相談はあったんですけれども、実質、借りられなかったと。ただ、この災害援護資金の貸付だけでなく、今回については、いろんな生活再建支援金でありますとか、フェニックス共済、いろいろな関係、それから、県の他の関係の貸付関係もある中で、いろんな制度の中で、相談受ける中で、一番有利なような形で、被災者の方が、そういう貸付関係とか、いろいろな関係は、選択されたんじゃないかなと思っております。相談の中では、説明したんですけれども、実質なかったということです。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 井上議員。

8番（井上洋文君） 51ページの商工総務費で、委託料、空き家実態調査業務委託料、これで減額2万7,000円、これもう済んだと思うんですけれども、実態は、どのようだったかということと。どのように、今後いかされるんかということとですね、もう1件は、それ、ほなら最初に。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 空き家調査の実態調査ですけれども、これにつきましては、委託でやっておりまして、現地の方は、完了しております。で、今、最終的な、集計中でございますので、未だ手元の方に数は、届いてないわけですけれども、今後、これをもとにして、空き家情報を充実させて、できるだけ、オープンにして、都会から、こちらへ移っていただくための手段に、1つは使いたいというふうには考えています。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） もう1件、40ペーシ。

先ほど、平岡さん言われたとこの上のがん検診委託料、これは、子宮頸がんと、それから乳がんの検診の、このクーポンの減ですか。実際にやらなかったということで。国に返還ということで、その分、減ということでしょうか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） ここに、記載しております、がん検診委託料につきましては、子宮がん、乳がんも含んでおりますけれども、肺がんとか、胃がんとか、大腸がん、後、前立腺がんとかあるんですけれども、そのこの全ての部分のがん検診の分ということで、ここに減額しております。

それで、当初、約7,000人ほどの対象、受診していただくということで、計上してございましたけれども、実際、5,300人ほどの受診率ということで、75パーセントの受診率ということで、全体的に25パーセントの365万4,000円を減額したということになってきます。

特別、ここで、クーポンによる子宮がん、乳がん、それぞれ特定したものではありません。全体的ながん検診という意味でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） このクーポンでやった分で、一般質問させていただいたんですけど、これ、全く新しい方が、検診されたという割合は、どのくらいの率になっているわけですか。人数も。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 全く新しい方というんは、ちょっとつかんでおりませんけれども、子宮がんにつきましては、一応、対象者が661人ということで計画しておりまして、受診された方が、443人で67パーセントの達成でございます。

それから、乳がんのマンモグラフィにつきましては、約780人ほどの対象者で、その内、581人の受診者ということで、73パーセントでございます。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4番（岡本義次君） ページ49ページ、15の10の19、有害鳥獣の件でございますけれど、200万ほど、これいわゆる獲る頭数が少なかったということでの金額ですかというのが1点と。

最終的に、昨年、鹿とかイノシシが何頭捕獲したん、その数を教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 獣害の駆除の関係ですけども、本年ですね、猟期が、ほぼ終わりがけておるんですけども、それまでの駆除した実績で、今回、200万の減額をさせていただきます。

と言いますのも、状況的にはですね、災害以後、山も荒れましてですね、今年については、ですね、駆除の頭数がですね、減ったという形になります。22年度についてはですね、また、大変な被害を受けておりますので、これからも、駆除ですね、一般質問でもお答えさせていただいたように、対策協議会を作っておりますので、その協議会の中で、これからの対策を十分練って、駆除に努めたいというふうに思います。

〔岡本義君「頭数」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） 今年のですか。

〔岡本義君「いや、昨年の分」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） 昨年は、駆除では、ちょっと覚えておりませんので、また、報告します。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 先ほどの、がん検診に関連しますが、無料クーポン券の件ですが、こないだ内から、ずっと期限があるということで、テレビでもずっと放映しているんですけども、期限がいつまでなのか、それを、また特定の日を定めて、個人的にも券を持っている人が、受診できるかどうか、それが1点と。

その後、45パーシですけども、弁護士報酬、マイナス70万、多分、仁方のほ場整備の件だと思うんですけども、関連だと思うんですが、これの説明をお願いします。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 通常、乳がん、子宮がんにつきましては、別途、検診車に、姫路医師会に依頼しまして、来ていただいております。

それでまあ、通常、広報、あるいは各戸に配布しまして受診のお知らせ。また、クーポンの対象者につきましては、個人に、そういう基準、基準言うんですか、規定の日の日程を添えて、クーポンの方を送らせていただいております。

後、一般的な診療につきましては、佐用共立病院の方で、子宮がんについては、クーポンを使用していただけるというようなことも書いて、通知するように計画をしております。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農地費の弁護士の関係ですけども、以前にも、ちょっとご報告させていただいたと思いますが、現在ですね、最高裁にっております。その後ですね、最高裁の方から、未だちょっと、動きがありませんので、本年度は、まず、もう動きがないだろうなという予測で、今回、減額をさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 先ほどの、そのクーポン券ですね、是非、この間も、せっかく、そういう物があるのに、受けたくても、受けたくてもと言うか、お金を出して、私ら受けたんやけどということで、これは、21歳、26歳、5歳ごとに刻んだ、その特定の、特定と言うか、指定された年齢の人が、利用できるということなんですけど、他の人で、勿体ないな、全部受けてるんかどうか。もし、やっぱり大切なことなんで、予定はされてると言われましてけれども、是非ともね、これは、確実にと言っていいぐらい啓蒙をしていただいて、受けていただくようなPRを、是非、していただきたいということを、ひとつお願いします。

それと、今言われた、弁護士報酬なんですけれども、これ、このまま何もなかったら、お金は計上しても、また、そのままマイナスで終わるということだけではあるんですけども、そういうことであれば、いつになるか、分からないと。そういったことで、前々から、やはり、こういった訴訟は取り下げるべきだということを言っているんですけども、やはり、取り下げてはいかがと思うんですけども、どうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 弁護士のことですけども、今、最高裁でですね、未だ動きはありませんけれども、受理されておりますので、審議はされるというふうに思っています。

途中でですね、取り下げるということについてはですね、正しい判断をしていただくということが、目的ですから、取り下げるということは、あり得ません。それによってです

ね、審議の動きによっては、22年度の当初予算にもですね、予算を計上させていただいてありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 54ページの公共下水道でございますけれど、3億7,400万ほど使うことによって、災害に遭った分はですね、だいたい何パーセントぐらい復旧できる、できたんでしょうか。

それと、未だ次年度に残っておる分としてはですね、なんぼぐらいあるんかということをお願いします。

議長（山田弘治君） 岡本議員、あのね、今の件は、特別会計がありますので、その中で、ちょっとまた、お願いします。

4番（岡本義次君） その時、またします。

議長（山田弘治君） 他に。

〔鍋島君 挙手〕

21番（鍋島裕文君） じゃあ39ページお願いします。災害救助費です。負担金補助金の中の、高齢者住宅再建支援金で、700万円の減額ということで、5号補正が1,000万円でしたから、300万円の今年度の予算ということになるわけですがけれども、一般質問では、1人支給決定と。4人ほど相談があるというふうな内容でしたけれども、4人あれば、300万円で足りないんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりはどうかということと。

まあ、勿論、来年度も予算化されていますけど、これ、被災者の高齢者が、住宅を新築したり、購入しようとした時に、100万円の補助をするという、ただし、その高齢者というのは、世帯主ということらしいんですが、そういう対象者というのは、3、4人とか、5、6人ということじゃなくて、今から、新築購入もあり得ますけれども、町としては、どのくらいね、被災者で、そういった対象者があるというふうに現状認識されているのか、そのことも含めて、その300万円の補正予算ですね、の内容説明をお願いします。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 今回の減額につきましては、当初、10件分で計上してましたけれども、見込みで3件分ということで挙げております。実質には、3件の内、1件は、もる既に支給しております。

で、相談件数は5件ほどあるわけですがけれども、実質、この補助金につきましては、建築後になりますので、今の2月、3月の状況を見た段階では、相談を受けた中で、実質21

年度では、3件程度見ておれば、今年度は、あるのかなということで、これは計上いたしました。

で、見込みの把握なんですけれども、現実には相談を受けているのが、5件程で、実質対象となる高齢者のみの世帯、それから、高齢者が生計中心である世帯は、未だあるとは思いますが、実質的な、その数値というのは、つかんでおりません。

相談を受ける中、それから、今まで、この県の関係で、県の予算計上されている中で、全体的な佐用町の割合をもって、当初計上してたものですから、今後、相談件数とか、そういう状況の中では、更に、この数字が変わってくるかと思うんですけれども、今のところでは、相談件数があまりないので、全体的には、10件程度の予算ではいけるのかなと。

ただ、今、言われるように、これをどういう形で、全体的に把握するかというようになりますと、それぞれ、また、その世帯の収入とか、そういった関係がありますので、現実的には、中々、把握しにくい状況がございます。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 66ページの現年災害復旧費でございますけれど、11億8,400万ほど、まあ使われたわけでございます。これについて、田畑の復旧については、3年計画という中でですね、11億8,400万使うことによって、何パーセントぐらいの復旧ができるんかということが1点。

それから、68ページの同じく公共土木の17億360万ほど、これ使うわけなんですけれど、これ町内業者だけで発注、間に合ったんかどうか。

それと、工期的に、それが、いわゆる間に合うんかどうか。

それと、いわゆる、これが何パーセントぐらい、復旧できるんかどうか、そこらへんについての見通しをお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 21年度ですね、農林水産の現年債についてはですね、11億で、トータルで11億あります。工事の関係としてはですね、7億1,000万ぐらいを組んでおりますので、約半分ぐらいがですね、21年度の予算の中で対応できるというふうに思っております。これは、精算してみないとですね、箇所でも変更がありますので、変動はあると思いますけれども、約半分ぐらいは対応できるじゃないかなというふうに考えております。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） この災害でですね、私とかが査定いただいたのが、河川が、78件と

道路が 101 件、橋梁が 17 件、都合 196 件でございました。1 月、2 月の入札実績です
ね、3 月 1 件入れて 105 件でございまして、パーセンテージは、55 パーセント弱になる
と思います。これは発注率です。

それで、業者ですけども、今のところはですね、橋梁なんかになると、また別だと思
うんですけども、町内業者にお願いをいたしております。

工期でございますけれども、繰越の明細にも挙げておりますけれども、工事請負につ
いてもですね、当然、3 月 31 日で、先日変更しましたけれども、おそらく繰越という部分で、
概ね現年です、1 億弱ぐらいの支払になるんじゃないかなと。

ただし、この中には、当然、前払いという制度がございますので、その部分に、概ね、
大きなパーセンテージを占めるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

〔高木君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、高木議員。

10 番（高木照雄君） すいません。39 ページの鍋島議員の関連の質問なんですけれども、
高齢者住宅支援資金ですけども、700 万減額となっておりますけれども、私も、一応は、相
談をかけましたけれども、中々、申請が許可が下りないのに、家を建てるということにして
も、予算化もできません。この 7 ヶ月目に初めて下りました。そんな中で、災害救助支援
金貸付 1 億何万の減額になってますけども、これにしても 12 月の、昨年 12 月で締め切
られたと思うんですね。その時点ではね、借ろうと思っても、家の見積もできない中でや
ね、借ることできるんですね。名目予算になっておるんですよ。私も、ここ一旦相談しま
したよ。だけど、私の場合は、直ぐに建てようと思って、岡山県の大工さんに頼んで、11
月の終わりには建てますと。できますという計画をもらって進めたんですよ。ところが、
許可が下りたために、この 3 月まで待ったわけですね。ほっとしたら、この金を使いたくても
使えんわけですよ。（聴取不能）言うて。これ名目予算ですよ。もっと、本当に支援者をす
る予算ならばね、やはり 1 年間ぐらい置いて欲しいわけですよ。私から、言わしたらね。
災害者から言わしたら。許可が下りておったら、私は、11 月に建てます。家が。そうし
たら、この金も借ります。それから、上の、いわゆる老人としての 65 歳過ぎてます。こ
れも借ります。それも借ろうとしても、予算がなかったら借れんわけですよ。何ぼ、これ
だけもって、いついつに建てますという明細書がなかったら、この金が使えんわけですよ。
（聴取不能）この宝ですは。夢ですは。誰も借りたいですよ。

今になったらね、1.9 パーセントの県なんかがしてくれてるのは、今、兵信なり西信な
り淡陽から借ってくれて来てますよ。（聴取不能）借るつもりしてますけども、この一番
最後の 1 億何ぼの金はやね、12 月で切れとんですよ。はっきり言うてそうでしょ。12
月まででしたよね。僕は、はっきり覚えてないんですけども。そういうことね、私は、思
うんですよ。やっぱりね、もっとね、本当に被災者を考えていただけるんなら、被災者の
気持ちになって、ある程度の余裕を持って、もう私も、10 月には行きましたが、10 月か
らは行ってません。未だ、家ができてないんでね、家が建て初めて、建設が始まって、
初めて行ったら、いろんなことが分かりますけれども、未だ、何も分らん時に行って相
談しても、結果が出ないんですよ。結果が出んもんは、駄目ですと言われるからね、止め
てしまうわけですよ。だけど、多くの方が、ようけおると思うんですよ。この 1 億 1,000
万が、1 人も借らなんだということになると、私、相談してますよ。私だけが相談をした
んかなと思うんですけども、そこらをね、もう少しね、同じ、これだけの災害に遭うて、

町がやってやるという気持ちで、持ち上げていただいておりますなら、本当に震災に遭った方が、いかに利用できるか。利用しやすいような方法でやって欲しかったと思います。

以上です。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 条例の制度上、言われるように、3ヵ月というようなその、期限がありまして、おっしゃられるように、確認申請とか、そういう状況の中で、直ぐに許可が下りれば、相談とか、そういう中で、もっともっと利用できる制度なんかも、紹介はできたのかなと思うんですけれども、そういう手続き的な問題の時間というのが、やっぱりおっしゃるように、それぞれの方によっては、若干、時間は違いますけれども、そういう手続きの許可、けども今の段階では、条例の制度上、この期限が決められております。

それから、また、他の高齢者とか、それから利子補給制度なりにつきましては、24年の3月31日とか、25年の3月31日、そういう制度的に期限が決められておりますので、そのへんは、ひとつご理解をいただきたいなと思います。

この災害援護資金の関係につきましては、また、今後の課題として、今直ぐに、この期限の、そういう延長ができるのかどうか、そのへんも検討しなければなりませんので、期限が、そういう決められている中で、できるだけ、こういう啓発関係は、広報を通じたりとか、いろいろしながら、させていただいたんですけれども、今、議員おっしゃられるように、いろんな手続きの関係で利用したくてもできなかったという方、そういう方があるのも現実、そういう話を聞かせていただいたら、今後の検討の材料にはなるのかなと思っております。

〔高木君 挙手〕

議長（山田弘治君） 高木議員。

10番（高木照雄君） よく分かるんですけどね、私も簡単に、こういう普通の、栄耀普請で建てる家じゃないんで、災害に遭って、なくて直ぐ建てるものだ、私は、思ったんですよ。ところが、県は、そんなこと関係ないんですね。正式なルートで、正式なことやらなかったら、許可が下りんわけですわ。だから、そういう中で、私は、簡単に、被災に遭ったんだから、小さな家でも建てて、早く、家族一緒に住めるためにと申し込んだら、直ぐやってやるということになったんですけれども、僕も安心しておったんですよ。だから、あったんですけれども、そういう条例がありながら、県なり、ところが、そういう簡単に許可もらえなかったということが一番辛いんですよ。

今、言われてしょうがないんですけれども、だいたい、今、気持ちを言うただけでね、そういう人がおって1億あるのに、1人も借れなんだということは、そういう条例があったからだということで、もらえたので結構です。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 山本議員。

11 番(山本幹雄君) それに関連してですけども、実態として、あまりないということは、役に立っていないと。この被災しよう中の人々が、もっとほんまに使えるような状態にせないかんということと。

その3ヵ月という期間がどのと言われようけど、それが、ほんまに3ヵ月なのか。というのは、どういうことかと言うと、この前、52万円の応急修理は、佐用町では、10月いっぱいまでしか、それでも1ヵ月延ばしたんだというふうなこと言われて、そうか、凄いなかなと思って聞いて、この前、柏崎かな、新潟行ったら、7月の災害あったんが、最終、翌年の3月まで、応急修理を使うた言うんですね。それは、いろいろ県や国に言われたけど、頑張っただけで交渉したら認めてくれたという答弁でした。そこのあれはね。

期限は、確かにあるんですよ。絶対。こんなもん無期限にするわけじゃないんだから。

で、そこで、担当者が、どう頑張るかということが問題なんや。ね、さっき言うた、新潟行った時だったら、7月のんが、何と、翌年の3月まで使えたんや。佐用町は、8月で10月末だったんや。この違いが何なのかということが肝心や。向こうは、頑張った言うったわ。何とか、早くせいって上から言われるからやな、その広報活動やバンバンやりながらして、3月まで、締め切りは、1月末の締め切りで、最終工事の締めが3月までとしたと。7月から翌年の3月、凄い期間なんや。佐用町は、8月して10月末や。全然違う。期限は同じようにあるんやで。佐用町も、そっちもあったんや。同じ物が。

けど、それを、どう頑張っただけで使えるようにするかと。例えば、この災害の時なんか、特にそうや。家修理せいやとか、直せや、つぶせ言うたって、つぶさなあかんのか、どうなのか、皆、悩んで考えて、どうしようかってつぶすんだったら、遅れておる家、いっぱいあるわけ。直すんでもそうなんや。ねっ。

例えば、地震なら、パッとつぶれてまう。けど、災害だったら、修理だっただけでそうなんや。後で、ボコボコ出てくるんや。そういう意味で、ほんまに、その3ヵ月じゃのうて、もっと国や県に、国や県かどうかわかんけども、そこらへんを延期できるように、頼んだん。ここだけ、ちょっと聞きたい。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、災害復興対策室長。

災害復興対策室長(長尾富夫君) 災害救助法の関係の、その先ほど出ている10月末、応急修理の関係だと思っただけですけども、応急修理につきましては、国の方、原則的には、1ヵ月以内ということでの、応急修理という規定がございます。そういう中で、応急修理についても、今、議員おっしゃられるように、水害の中で、その1ヵ月の間に、直ぐに直せるようなことができないということ、もうよく承知の上で、1ヵ月。そして、また1ヵ月というような延長をして、10月末の申請、そして、11月8日までに工事完了ということで、延期をしております。

この延期につきましても、それぞれ町の中で、いろいろ協議した中で、この延期をしてきたところであります。それが、それ以上に延期しても、その認められたかどうかというのについては、分かりませんけれども、国の方に、そういう事情を話しながら、延期をして、工事も実施してきたところであります。

〔山本君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、山本議員。

11 番(山本幹雄君) 僕が言おうとしたのは、その応急修理じゃなかったんや。こっちの3カ月の件なんだけど、それだけじゃない。全てにおいて、こっただけ減額して、実態の中で使えてないということは、実態として、これが有名無実なもんになってしもとうということなんや。

ほんで、なっ、結局、54万円の言うたんは、僕は、例えとして、町長ら、今まで言うて来たのは、今まで1ヵ月しか駄目だ言うとったのに、私は、1ヵ月延ばしてもろたんですよ言うたから、僕ら、最初、それだけ聞いた時、凄く頑張ってくれたんか思うとったんや。ということをお願いよんや。

ところが、実際は、余所へ行ったら、お前、3月末までやと。7月からお前、翌年の3月末までやと。あれ、佐用より、よっぽど頑張っておるがなと。ということを僕は言いようわけや。

で、言いたいのは、どういうことかと言うと、これだって、もっと使えるように、3ヵ月じゃのうて、期限でも、ほんまに3ヵ月なのか、ここで頑張ってもろたら、5ヵ月いけるんじゃないかと。そういう努力をしてくれたんかどうかというような部分を、僕は言いたいわけや。

応急修理は、もう済んだんやで、もうええんやけども、例えば、応急修理でも、そういうふうな、余所と比べたら、実際問題、余所は、もっと頑張っておったやないか。倍頑張っておったやないかと。期間だって。そういうのが、実態を聞いてしまえば、この3ヵ月だったんが、ほんまなのかという話や。そういう努力をしてくれたかどうかいうのを、今、言うたように、有名無実になってしもたら、話にならんで、こっただけ皆、困っておるのに、実態として使えないようなバカな予算だけ挙げておったんだったら、意味がないって僕は言いようわけ。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、災害復興対策室長。

災害復興対策室長(長尾富夫君) 先ほど、この災害援護資金の方で、3ヵ月という話をさせていただきます。ちょっと、これ、私の方も勘違いしてます。

3ヵ月の方は、これ生活復興資金の方の貸付関係。生活復興資金の方が、12月の末までだったんであります。

で、この災害援護資金の方につきましては、条例で、規定しておりまして、今のところ、件数、先ほど、相談もありましたけれども、実質借り入れるところがございませんでした。そういう中で、この減額という形でさせていただきました。

それと、もう1つは、やはりこの、もっと利用してもらえよう形での検討ということ。それにつきましては、今後の課題として、検討は、当然必要になってくるのかなと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長(山田弘治君) 新田議員。

2番(新田俊一君) 復興課長の、室長ですか、ちょっと説明が非常に不満に思いますわ。これ。

今も、高木議員からおっしゃっておったけど、本人が、故意に工事を延ばしたわけじゃないし、平福の、何ですか。あれ、町並み条例か何かあるんですか。そういったようなことで、これに借りれなかったというような状況もあるわけなんですよ。そういうところ、やっぱり、もっと手厚い考え方されないかね。

ただ、決まったから、こうや、ああやだけではね、実際、これ名目予算のような格好で拳がってても、何も利用してないと言う。こんなもん、何で、もっと皆利用できるようにね、PRするなり、そういう被災者の所へ、パンフレット渡して、配布しなさいよ。こうじゃとか、それに、3カ月以内無理じゃ言うんだったら、こういう事情で無理やでいうようなことをお聞きにならなかったんですか。それ、ちょっとお伺いします。

おかしいですよ。災害課の説明は。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 先ほど、話もさせていただきましたように、その県の確認申請とか、そういう関係につきましては、やはり、その県の方の許可の関係になってきますので、町の方がというわけには、参りません。

ただ、町の方としましても、できるだけ、こういう資金とか、それから、援護金関係、使っていただけるように、広報とかいう形でも周知させていただきながら、また、相談業務の方もさせていただいております。

この災害援護資金につきましては、貸付関係に、それぞれ要件があるわけですが、住宅が全壊した場合で、最高が350万円の貸付ということでございます。それも、個々の内容によりまして、それが、全額350万というわけには、いかない場合もあります。150万でありますとか、250万も、その内容によっては、いろいろなんですけれども、そういう住宅の被害、そしてまた、家財関係にも使えるということではございますけれども、そういう、いろんな要件の中で、相談がある中でも、該当する場合には、当然、使っていただけるような形で、相談は受けておりますけれども、何分、相談も件数も少なかったのは、現実でございます。そのへんが、広報が十分できてたのかどうかと言われますと、また、そのへんは、問題あるかも分かりませんが、極力、そういう該当する所の方には、制度説明は、それぞれ窓口の方で、説明は、させていただいております。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） あのね、広報で知らせた言うて、広報なんて、たいてい1カ月ぐらい遅れじゃないんですか。佐用町の広報いうのは。出しておるんね。ほなら、3カ月あるんなら、1カ月いうたら、もう1カ月済んどうわけですよ。それから、調べて、どうしよう、こうしよう言うん、3カ月なんか、直ぐ済んでまいりますわね。これ。そんなPRの仕方、これ災害でね、1日も早い復興いうことを、町長がおっしゃってやね、一生懸命頑張ってきたわけなんですよ。それで1億何ぼかの、こういう金を貸してあげるといような有利なような感じのものを、出しておいて、それを、ひとつも希望がなかったといようなことはね、希望はなかったんじゃないし、知らなかったという人も、たくさんあるんだろうと思うんですよ。

それと、おそらく、窓口かどっかの対応が悪いから、もうええわ思うて帰った人も、相当あるんじゃないかと思います。

ましてやね、今、先ほども、その返答がなかったんですけども、町並み保存とか、いろんな方法で、止むを得なくて延びたんだというような方にね、やっぱり救済措置というようなもん、やっぱり、それは、やっぱり手を差し伸べてあげて、そういう金、安い金利の安いやつですか、借りるんにね、努力してあげるのが、災害の対策室長の仕事じゃないんですか。

そういうとこ、全然説明されないで、105万じゃ、350万じゃ、200万じゃ、そんなことがいでもええんですよ。それを個々に持って行ってあげますかということ、僕、聞いておるんですよ。350万でも150万でもええわけなんです。そういう措置取られてないで、誰もなかったさかいに、これは、もう名目予算で、これいらぬんです言うたら、そんな簡単なことでね、町民は、喜ぶと思われませんか。お伺いします。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 広報につきましては、おっしゃられるように、通常の場合ですと、少し遅れたり、それから、制度が分かっておれば、早くあげて行くんですけども、災害の場合も、急遽、そういう制度説明のために、特集の部分で、制度とか、そういう形では全戸に配らせていただいて、利用していただけるような方法も考えて、努力はさせていただいたわけですけども。

もう1つは、それとあの、景観形成の方の関係につきましても、当初につきましても、県の方の住宅建設課とか、それから、また、光都土木の住宅関係の方の専門の職員も来てくれたりしまして、相談業務、町の方の職員と一緒に相談体制も取ってくれてはありました。

しかし、実質、災害が起きて、2週間、3週間程度の間ですと、被災者の方が、そこまでの中々具体的に、それから、再建の、そういう話なんかは、中々できなかったんかなという気はするんですけども、できるだけ、そういう住宅再建についても、専門の県の職員の応援を得ながら、取り組みはさせていただきました。

その中で、どうしても、その建築確認関係につきましては、その、町の事務ではありませんので、それを町の方から、その県の方へ、どういう形をお願いをするか、それは、方法は、またあったんかも分からないんですけども、県の方の、その許可事務の中で、そういう、具体的には、どういう内容で、そう申請の受付、確認が遅れたのか分からないんですけども、今後については、県の方へも、そういう要望なりは、今後、考えていく必要があるかなというふうには、思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） あのね、こういう、その県の、そういう町並み保存で、止むを得ずに、延ばしている間に、そういうことが、切れてもたという、そういうことについてはね、町の担当の方も、よくご存知のはずなんですよね。

それで、これから、検討しますとか、県と相談しますとかというような、そんなような

生ぬるいことでね、それから、今度、大災害起きたら、町並みとか河川とか、そういうの
出きるんかいなと心配しますよね。

だからね、もっと、きちっとやりますとか、今年度中に、もう、ちゃんと、きちっと、
それ決めて、今からでも、ちゃんと、そういうような方向で、この資金、これだけあるん
であれば、もういっぺん、よく話して、また挙げて、今から、ちょびつとでも、少しずつ
でも支援してあげたいと、そういったような気には、検討されるのですか。全然なくなって
まうんですか。これは。

議長（山田弘治君） 　　ちょっと、待ってください。

〔町長「ちょっと、休憩させてもらえますか」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 　　12時が来よんで、暫く休憩をさせてください。

〔新田君「それ、返答だけしてもろてえよ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 　　いや、それちょっと、こちらで、その内容をよく検討して、聞いて、
それで回答させていただきます。

議長（山田弘治君） 　　そしたら、未だ質疑ありますか。

〔「あります。あります」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　ほな、そしたら、これで休憩に入ります。それで、再開後、統一し
た見解の方をお願いしたいと思います。

再開を、1時、13時にします。

午前 11時58分 休憩

午後 01時00分 再開

議長（山田弘治君） 　　それでは、休憩前に引き続き、会議を続行いたします。
そしたら、初めに、新田議員の質問に対して、町長。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 　　はい、どうぞ。

町長（庵逄典章君） 　　新田議員なり、それまでに、高木議員からも、実際の状況、例の中
からですね、この災害援護資金等貸付が、十分に、これが機能しなかったという点。こう
いう点について、ご質問いただいて、私も、今、それぞれ当時の担当者から、また、その
援護資金なりの内容、再確認をいたしまして、私の方から、答弁をさせていただきたいと
思います。

高木議員からの自宅の方の件からお話されている点については、あった点につきまして
はですね、現在、平福地区ということで、あそこが県で、平福の景観条例に基づくですね、
再建、特別に地区を指定してですね、支援をいただくということで、景観アドバイザーを

入れていますね、それで、そういうアドバイザーの指導によって設計したものに付きましては、その外観について、かかる経費の補助をいただくということで、それを2回、3回かけて、それがないと、また、最終的な確認申請はできないという形になりますのでね、そのことによって、約500万ぐらいの、今、補助をいただくような手続きをされているということです。

ですから、それは、大きな、県も、今度の災害に対して力を入れていただいて、他のもあると思いますけども、受けていただければ、非常に有利な、助かるですね、被災者にとっては、助かる制度だということで、その活用をさせていただいております。

それで、ご相談いただいている、いただいたということについては、この援護資金、被災者援護資金については、それは、ちょっと高木議員の方の、ちょっと勘違いで、それではなかったようです。その資金についての相談はね、で、この後、高齢者ですね、貸付金ですね、等100万円。これについては、相談があったようですけれども、それは、何も、該当になるんですけれども、議員の方から、景観アドバイザーとか、そういう入れてやるという中で、この点については、今、受けなくても、その申請はしないということで、話は、そこで、そういう終わってるということです。

この援護資金、災害援護資金につきましては、これは町の条例に基づくもので、当初、ああいう災害の中で、この災害の件数等から見て、それだけ、これぐらいな貸付、要請があるんじゃないかということで、当時、緊急に対応して置いているんですけれども、これは、一応、規定においては、利息が3パーセントなんですね。非常に他の貸付とか、援護資金、生活資金なんかと比べるとですね、利息も非常に高くなっています。これは、元々、災害によって改めて作った条例ではなくって、前から、それぞれの町において、整備される条例に基づいて置いたということです。

で、それも収入制限がありまして、当然、所得、収入制限がありますので、それに、かなり所得制限が縛りで受けられないという時もありますし、利息が高いという点もあります。

それから、一応、これは、これについては、3カ月以内に申し込みをするということで、申し込みされれば、建築確認が、後遅れても何しても別に問題はない、いいんですけども、そういう理由で断ったということはありませんし、また、これに対する相談が、元々、ちょっと利息も高いというようなことから、来られた方については、できるだけ、今、いろいろな制度がありますので、その有利なもので担当者の方は、ご相談していただいた方のために、有利な融資を案内しているということです。今回、この1億からのですね、これを当初に、この災害の中で、予算上置いたということについては、これは少し、計算上、予測も非常に甘かったという点もあるかと思いますし、その中で、現在の金利等から考えて、3パーセントというのが、前からあった条例の中で、そのままになっている点についても、これは、使いづらいと言いますか、非常に、あまり有利ではないと言われざるを得ないものであったということは、これはひとつ反省ではないかというふうに思っております。

そういうことで、ちょっと回答とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい。

2番（新田俊一君） 1つだけ。そのように、ちゃんと丁寧にご説明いただけましたら、よく理解できますんで、これから、そのようなご答弁お願いします。ありがとうございました。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、67 ページお願いします。まず、前の山本議員の指摘なんですけど、それと絡みですので、伺います。

確かに、災害救助法で応急修理が法律では1ヵ月ということになってて、本町では、10月31日まで2ヵ月延長したということで、その後も、いろいろ希望があるのにできないという事実は、山本議員が、この間に指摘したとこだというふうに、私思います。

それで、柏崎に行って、私も驚いたんですね。半年以上引っ張っておるということですね、それは、事実ということで、そんなことが、法律では1ヵ月だから、会計検査、会検に引っ掛かるんじゃないですかという形で質問したんですけども、会検、一切なかったと。問題なかったということで、驚きました。

ということは、災害については、法律がそうになっていたとしても、現地の事情や何やらをね、強く国に要望していけば、そういった柔軟な対応も取れるというのが、この災害救助法の応急修理の柏崎の例だというふうに、私も勉強させていただいたと。

それで、伺いたいんですが、67 ページに、町単独災害復旧工事補助金 2,000 万円、これで3号、6号補正と合わせると、約1億円のね、予算になるわけですけども、これの今までの説明の中で、90 パーセント補助、それから、町の95 パーセント補助、それから災害直後の応急処置については、85 パーセントと、3 分類、今まで発表されてますけど、その内訳は、どのような予算上なっているかということですね、その点。

それから、2 点目に、今の災害救助法との関係で、この間の、石堂議員も指摘している災害査定漏れ問題ですね、分からなかったということもあるし、実際、そういった対応をしていなかったということも、その内容にあったみたいですけども、これも、査定の申請期限の関係で、できないんだというのが、当局の見解だけでも、そういった事情を、きちっと国に伝えてね、再度査定というようなことも、これだけ大きな災害だったら、考えなきゃいけないんじゃないかと。そうしなければ、一度の査定では対応できなかったのは、今後ね、余所でも、いくらでも出てくるわけですから、その分は、もろに町は被るということになるわけですね、この申請は、決められておるから言えないんだという、これについて、町として、国に働きかける、そういった気はないかどうかですね、その2点を伺います。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 町長、はい。

町長（庵逄典章君） 災害救助に基づく応急修理についてなんですけれども、当然、私も、初めて、こういうことで経験した形で、これは、町だけでは分かりませんので、全て、県のご指導をいただいて、こういう手続き、申請、またその、国との交渉、これは、お願いをしてきました。法律上1ヵ月と。とても1ヵ月ではできない。ということで、1ヵ月、1ヵ月延ばしていただいて、こういう状況ということで、理由書を付けてですね、説明、延期を、延長をしていただいたと。で、後から、今言われるように、柏崎では、約6ヵ月

間ぐらい延長がされていると。こういう点についてね、どういう理由で、こうなるのか、法律があっても、これが全てね、認められたと言うのであれば、まあ期限がないみたいなもんなんですけども、それぞれの、やっぱり期限というのは、その災害の状況を、国の方で報告受けて、判断をしながらですね、できるだけ、その法律は1ヵ月ですから、早く、この応急修理としてやりなさいという指導でやってきたというのが現状だと思います。

で、柏崎の場合につきましては、半壊以上が、5,700以上。今回、佐用町の場合が、半壊以上が891ということで、災害の規模等をね、かなり大きく違うということで、5,700という大きなもので、中々、十分な対応ができなかったということでの延長であったというふうに、一応、私の方は、県からは、聞いたということです。

まあ、町としては、できる限りね、その延長してでも、被災者に対しての（聴取不能）これは、対応したいということでの、努力はしてきて、その段階で、2ヵ月延長してもらった中で、一応、必要なことができた。最低限できてきたというふうには、思ってたんですけれども、そういう実情があったということでございます。

それから、後、小災害等の補助につきましては、これまでも、いろいろとご説明させていただいておりますけれども、再度、農林振興課長、ほな、はい。

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 先ほどご質問のですね、単独の復旧工事の補助金、2,000万ほど増額させていただいております。当初、9月、災害以後ですね、専決で予算を置かせていただいて、最初、緊急性ですね、二次災害起こしたりとか、災害以後ですね、8月9日以後、緊急にやったものについてはですね、応急工事という形で処理をさせていただいております。

件数について、最後の一桁まで、ちょっと分かりませんが、100何件あったと思います。それで、概算ですね、約5,000万強ぐらいの金額になっております。それ以後の、災害については、議員も申されましたように、85の補助で、小災害として対応しようという形でしてたんですけれども、補助債に乗るであろう、採択要件にあるものについては、95パーセント。そうでないものについては、90パーセントという形で、補助率を嵩上げさせていただいて、今、対応をさせていただいているところです。

現在、件数としてはですね、140件ほど出ております。未だ、それが全てを完成をしておりますので、それをすればですね、完成した時点で処理をしていきますので、22年度の当初予算にもですね、補助金という形でですね、予算は計上させていただいて、これから審議をいただくところでありまして、そういう形で、処理をさせていただいております。

それと、災害でありますけども、8月9日のですね、災害が起きた以降ですね、暫定法の中で、ルールというものがございまして、30日以内にですね、災害報告をするように決められております。30日以内に、災害報告と言いますのは、被災面積とか農地なり農業用施設とかですね、どれぐらいの件数があるのか。それで、概算でどれぐらいの被害が出ているのかというものをですね、30日以内に報告する義務がございまして、それは、報告をさせて、県の光都土地改良事務所を通じてですね、県庁またそして農林水産省に報告をさせていただきます。

その後、災害の日からですね、60日以内に、概要書を作ってですね、いわゆる査定設計書を作って、査定を受ける。60日以内に作って査定を受けるという、これもルールがございまして、8月9日からですね、約60日です、10月の13日から、それまでに概要書を作って、設計書を作って、10月の13日から11月の20日までですね、に、かけて査定を受けたという状況であります。

そういう中で、期間が 60 日ということで限られておりますので、先ほど申されましたようにですね、現場が確認ができずですね、結果、申請ができなかったという箇所が出て来たという状況でございます。

これについてはですね、暫定法の中で、ルールの中で決められておりますので、町の方が、もう少し延ばして欲しいという形にですね、しても、ルールで決められておりますので、これは、ルールを変えるわけにはいかないというふうに聞いておりますし、実際に、査定官にも話をしてですね、そういう話を聞きました。

ただ、60 日を過ぎて査定が入りますので、今回のように、本来は、10 月いっぱいですうね、当初は、査定が終わる予定でされておりましたけれども、件数が多いということで、11 月に入ってですね、11 月の第 1 週は査定官の方が、お休みされてですね、第 2 週、そして追加で、第 3 週に向けて、最終的には 11 月の 20 日まで、最後は、4 班、3 班、4 班入ってですね、その件数をこなしていったということで、査定の日には、農水省の方の中の査定官と立会官の判断でですね、数が多いかったら、1 週間ぐらいは余裕を持って延ばすということはしていただけますけれども、全体の中で、ルールの中で行っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 1 つは、その災害の内訳の関係で、今の説明だったら、85 パーセントの応急が 100 件で 5,000 万。後、90 パーセント、95 パーセントの補助合わせて 140 件というふうに聞こえたんだけど、この内訳は分からないのかということね。90 パーセント補助が何件で、95 パーセント、つまり査定漏れ、これが何件かということ。

それから、もう 1 件は、暫定法、ルールでなっております。60 日以内というのは、分かっているんですよ。けども、このような災害受けたらね、この 60 日以内では、きちっと査定、拾えないと。町としても、その概要、設計作るのもね、できなかったために、このような査定漏れているというような大きな点があるわけで、この 60 日以内というのを、やっぱり変えていかない限りね、余所で起こっても、これあり得ることだということに思うんですね。そういう問題を、やっぱり放置せずに、実際、被害を受けた被災地佐用町としてね、国に、きちっと申し入れると。これじゃあ、対応できないということだね。被害を受けた所が申し出なければ、受けてない所は、言いようがないわけですからね、やっぱり先陣切って国に申し出るべきじゃないかと。このルールを変える必要があるということだね、実態に合うてないと。期限が、余りに短すぎるというようなことは、そういったアクション起こす必要があるんじゃないかというように思うんですけど、この点は、町長に伺います。内訳は、課長、お願いします。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 内訳はですね、小災害の、本災に申請したらなったであろうというのと、なってない、140 件の内、中身が今ちょっと、どういう形で分類されるかいうんまでは、今、ちょっと掌握はしておりません。

今現在に、申請に挙がっているものを、今、140 件というふうに答弁させていただきました。

それと、60 日というのはですね、ルールで決まっておりますけれども、その中で、町

としてやるべきことというたら、査定に入ってからですね、件数が多いので、査定期間中にも災害の拾える箇所は、班を分けて拾っておりましたので、そういう延長をね、少しでも、査定の延長を、期間を、期日をですね、延ばしていただいて対応したというのが、そういうお願いをさせていただいて、対応をさせていただいたということでございます。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これまでにもですね、今回、私達の佐用町の災害以上の、まあまあ、大きなもっと災害もあったと思いますけども、一応、そういうルールの中でやられてきておりますのでね、それは、止むを得ないんだと、やらざるを得ないんだということで、応援をいただいたり、できるだけ頑張ってきておりますけれども、確かに、今、お話のように、私らも、その規模によってですね、その期間内で、特に、こういう合併なんかして、非常に町域も広がって、その被災する箇所、面積、非常に大きくなった時にね、町の、そういう事務能力だけではですね、できないという現状があるわけですね。そういう中で、今後、国においても、もう少し、そういう、その査定のあり方というものは、確かに、余裕を持って、やれるようにしていただきたいなという思いはあります。ですから、そのへんは、また県、これは、直接、国と交渉というのは、中々、私らも、佐用町だけの問題じゃないんで、県等の土木の方にもですね、こういう状況の中で、こういう問題があるということについては、どういうふうにな、今後、国のルール等の改正につけて、取り組んでいったらいいのか、こういうことについては、町の課題、これからの課題としては、私も相談と言うんか、協議もしてみたいという感じはします。はい。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようでしたら、これで質疑を終結をいたします。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 26 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 26 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 26 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 15 . 議案第 27 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 15、議案第 27 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20番（吉井秀美君） 被災者に対して、国保税の減免措置が取られましたけれども、その税の減免の状況と、それから、一部負担金につきまして、3ヵ月とか6ヵ月ですか、減免が、一部負担の免除がありましたけれど、これは、本人が申請してからの期間ということ、以前に、質問に対してのご答弁があったんですけど、これは、対象者は全員が申請をされたのかどうか。で、未だならば、それは、状況の予測ですね、それは、どのようになっているか、お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） それでは、まず最初、税の減免の関係ですけれども、現在、災害減免につきましては、224世帯。金額にして、1,500万4,100円です。

それから、負担金の減免の関係ですけれども、9月以降、11月までの計なんですけれども、これにつきましては、157人で、金額的には、136万8,000円程度になっております。これについても、今後また、3月の支払等もありますので、金額の方は増えてくると思っております。

漏れ落ちの関係ですけれども、ほぼ税の減免と連動しておりますので、病院等にかかられた場合は、申請をされるように、窓口等で、お知らせをしております。

議長（山田弘治君） よろしいか。

20番（吉井秀美君） はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） ページ4ページ、10の20の154万4,000円と、10の22、11万1,000円。10の25の5万8,000円。これらの件数と見込み言うんですか、見通し。

それから11ページ、療養（聴取不能）10の10、一番上でございますけれど、1,900万ほど増えておるんですけど、これについて、増えた事柄について、何か災害と何か関係あったんかどうか、そこらへんも含めて。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） ページ4ページの滞納繰越分の関係ですけれども、件数的には、

この150万なり11万1,000円、5万8,000円については、現在、未だまとめ中ですので、件数等は分かりませんが、現実には合った形での、今回、補正の方を挙げさせてもらっております。

それから、療養給付費につきましても、未だ請求等、3月ありますですけども、経過的に見ますと、一般、この療養給付費につきましては、前年対比約103パーセント程度の、この伸びがありますので、その中で、今回、3月分の請求見込んで1,900万円の補正を挙げさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本議員。

4番（岡本義次君） 件数は、精査中というんですか、その見通しはどうなんかな。滞納の分。

それから、いわゆる11ページの分については、その災害についての云々言うんはなかったんやね。別に。

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 滞納分の見込みですけども、徴収率については、若干、21年度の場合、落ち込んでおります。今後、未だ、3月いっぱいありますので、その中で、徴収に努めて参りたいと思います。

それから、療養給付費につきましては、その診療の内容等について、中身について、詳細には、こう分析はしておりませんが、先ほど言いました、減免等の措置によって、若干、申請も出てきておりますので、その災害によつての病気という部分では、ちょっと、今のところ、よう掌握はしておりません。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第27号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第27号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、挙手全員であります。よつて議案第27号、平成21年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 16 . 議案第 28 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 16、議案第 28 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） まず、歳入からお尋ねしますけれど、補正で、第 1 号保険者、906 万 5,000 円のマイナスが出ておりますけれど、この要因、具体的にお願いします。

それから、款 10、督促手数料として、1 万 5,000 円補正で計上されました。これは、督促手数料が上がるということは、督促しなければならぬ事態があったということの裏返しですけど、その実態について、とりあえず 2 点質問します。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 議員さんのご質問にお答えします。

まず補正額 906 万 5,000 円の詳細でございます。災害の減免による状況につきましては、一応、対象者が 829 名で、その内、決定し、減免している方につきましては、598 名で 72 パーセントでございます。減免額は、952 万 8,000 円で、若干、この補正額が 906 万 5,000 円になってます。約 50 万円につきましては、保険料の増額で、相殺されているような状況です。

それから、督促手数料 1 万 5,000 円につきましては、未納者に対して督促を行いまして、その実績の見込みとして、1 万 5,000 円増額したということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） じゃあ、督促手数料の、その手数料は 1 万 5,000 円に増えているんですけど、その督促するという、その実態ですけど、それは、具体的には、どういうふうになるんですかということ、介護保険で聞いたかったんです。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） すいません。ちょっと件数とかにつきましては、ちょっとつかんでおりませんので、また、後でお答えします。

議長（山田弘治君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

健康課長（新庄 孝君） すいません。150件でございます。ああ、15件でございます。

議長（山田弘治君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬゑ君） 介護保険料を督促する事態が生じているということで、介護認定を受けて、その介護を受けたくても、受ける必要が生じた人が、その介護が受けられないような実態とかは、ありませんでしたか。今年、年度まあ、ほとんど終わりですから、そういう状況もお示しいただけたら、説明の中に加えていただけたらと思ったんですけど。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 申し訳ございません。先ほど、15件と訂正しましたが、150件でございます。申し訳ありません。件数はね。はい。

それで、介護保険なんですけれども、当然、滞納者に対してはね、介護保険の給付は、一応受けられない状況でございます。

で、まあ、そういう方についてはね、訪問もありますけれども、でも来ていただいたり、また訪問してね、介護保険の、その制度についてね、説明を申し上げて、そして、保険料の納入について、お願いしているような状況でございます。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 10ページの10番の877万6,000円。それと30番の1,385万5,000円、これらの増えた要因は、どんな要因ですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 目の10番の877万6,000円につきましては、居宅のサービスのね、

増加ということで、ここでは、従来より受給者が5人増加したということで、通常、一月当たりね、5人増加しますと、年に60人、60人の増加ということで、通常、金額にしまして、500万程度、ここで増加しております。

それと、単価につきましても、若干上がっておりますので、370万程、単価で上がりまして、合わせまして870万の増加となっております。

また、その下の1,385万5,000円の増加につきましては、介護老人福祉施設の利用者の関係で、補正前では、一月当たり193名でしたのが、199名、6人増えたということで、6人増えましても、単価が結構ありますので、ここで1,300万円増えたような状況でございます。

議長（山田弘治君） はい、他に。質疑はないようですから、

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 歳出です。45、介護予防住宅改修費として、補正は減額なんですけれど、410万7,000円が執行されたという、執行するという事なんですけれど、この住宅改修の関係では、どれぐらいの件数で、主にどういう内容であるのか、そういう実態を説明してください。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 件数は、一応、45件予定しておりましたんですけれども、34件に見込みということで、11件の減でございます。

住宅改修につきましては、一応、手すりとかね、スロープとか、そういう物にかかる改修費でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） その11件の減で、当初に比べてなんですけど、実態が、そうだったんだろうと思うんですけど、その利用するのに当たって、いろんな条件で、こう、しにくかったとか、そういうことではないんですか。その11件の減っていうのは、どういう要因なんでしょう。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） これは、申請者に対しましては、若干、所得要件とか、いろんな要件がありますが、そういう要件に満たした方が少なかったということで、特別できなかった

たとか、そういうものではありません。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 介護では別に、災害云々というのは、影響なかったん。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） サービスの面で、地域密着型の 24 の目につきましては、施設が、災害に遭ったというようなことで、若干まあ、利用者が減ったというようなことで影響がありました。

また、在宅介護サービスについても、一部ですね、通常は、介護認定を受けて、介護サービス等を受けるというようなことになっております。一部、通常、認定は受けても、サービス受けてなかったという人が、なかった方が、若干災害により、どうしても受けなくなったという方が、一部あるかと思えますけれども、地域密着型では、そういう影響がありました。

議長（山田弘治君） はい、他に。質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 28 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 28 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 28 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 3 号)の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 17. 議案第 29 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 17、議案第 29 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 3 号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） この朝霧園で、災害では、別に関係がなかったんかということ。
それから、いわゆる町長の説明の中で、当初、入居変更の中で、変動があって、若干変わったというような説明があったかと思うんですけど、そこらへんも含めて、それと、今現在、部屋が満室になっておるんか。
それと、いわゆる町内の人何人で、町外の人何人かいうんも、ちょっと。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと、いろいろお尋ねがあったんで、あれなんですけど、まず今の現状から申し上げますとですね、今の現在の入所者は、町内が38名であります。それから、町外の方が9名と、ショート、いわゆる短期の方が4名あります。この4名の方は、いわゆる災害の関連者でございます。

8月9日の災害以降ですね、この朝霧園の施設で、急遽、避難所的な役割、特に、独り暮らしの、介護保険までいかない虚弱の高齢者を、最高20名預かりました。たまたま、これについては、定員より超えたわけなんですけど、7月8月にですね、ここでも、この今回の予算でも減額を、約800何万かの減額をさせていただいておりますが、この朝霧園の会計としましては、定員が50名なんですけど、通常ですね、年間通して約48名ぐらいな生活費、それから事務費ということで予算化させていただいております。それが、丁度、災害前にですね、病院へ入院されたりしまして、最低42名まで落ち込んでおりましたですね、そういう、その時に42名まで落ち込んでますから、8名の余裕があったということとですね、合わせて、大広間等を開放して、その災害の関連者、最高20名まで入っていただいて、長い方は、今でもショート利用という格好でいらっしゃるんですけど、ほぼ半月とかですね、1月間、そこで生活していただいて、自宅の再建とともに帰っていただいたという状況であります。

それから、なお且つ、この朝霧園の会計とも連動はしておりますが、その度に、いわゆるショートの方については、今回、100万円挙げさせていただいておりますし、それから、先ほどの、介護保険の方でもご質問があったんですけど、介護保険施設へですね、入所をしていただいて、介護保険施設に入所された場合は、これ災害特例で、介護保険の、自分の持たれている限度額を介護保険の方で取られて、後は、老人措置の方で、私ども、高齢者福祉の方で措置するという対応も、約、これは23名。日にちは、それ個人によって、マチマチなんですけど、23名等対応させていただいております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番(鍋島裕文君) 災害関連の短期入所者の関係で、災害関連ということで、利用料は、徴収しないということできてたんだけど、その後、検討ということになってたけども、現実、どのようになっていますか。

〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 災害関連ということですね、8月、9月、2カ月間は、そのショートの利用者の利用料ゼロにさせていただきました。

その後、減免をかけてですね、今現在、この年度末まで、3月末まで、いわゆる半額の、50パーセントの減免をしております。

議長(山田弘治君) 他に、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第29号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第29号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって議案第29号、平成21年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第3号)の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第18. 議案第30号 平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第5号)の提出について

議長(山田弘治君) 続いて日程第18、議案第30号、平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第5号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) ページ4ページ、使用料ですね、今年度、災害において減免した分、いくらぐらい、何件の、金額にしていくらぐらいあったんかということと。

それから、ページ4ページ、10の5番の滞納の57万1,000円、その見通し。そして、

災害でいくぐらい損害を被ったんかということだね。それら。

〔水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） お答えします。水道料金の減額ですけれども、台風9号によりまして、減免が943万3,000円の減免を行っております。件数にしますと、3,331件が対象となっております。

それから、それ以外につきましては、水道の使用料の減による減少でございます。

それと、次に、滞納の繰越分ですが、水道料金の滞納分、31万円につきましては、これは見込み額で計上させていただいております。

それから、水道休止料金、この休止料金ですけれども、これ、未だ、現在10件ほどあるんですけれども、その内の1件が入るということで、26万1,000円計上させていただいております。

以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 最終的に、この水害では、何ぼぐらいな金額、最終的にですね、被害被って、そして、この挙げておる金額の32万、ええっと何ぼや、3億2,400万ですね、こうかけるわけなんですけれども、これかけることによって、何パーセントぐらいが復旧できるんか、そこらへんについては。

〔水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 特別会計の方の被害につきましては、全体で57件の被害を受けております。それで、21年度につきましては、46件を実施しておりまして、1億4,051万4,000円の工事をしておるんですけれども、実施率につきましては、82.7パーセントとなりますけれども、実際には、本位田浄水場、本位田浄水場は、繰越となりますので、実質は、24パーセント程度です。よろしいでしょうか。

〔岡本義君「はい」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、他に。他に、質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいた

します。

これより議案第 30 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 30 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 30 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 19．議案第 31 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 19、議案第 31 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 8 ページなんですけど、8 ページ、10 項、10 目です。この中でね、国庫の支出金が 1 億 7,204 の減で、一般財源が 8,292 万 4,000 円なんですけど、この国庫の件です、マイナスの理由をお願いします。

〔下水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 当然、事業費が減であったことが、1 つあります。

それと、災害の方なんですけれども、保険に加入している部分があります。その保険については、いわゆる事業費を引いてから、災害補助を出すという格好に出てきております。それで、最終的には、あれになるんですけれども、それで災害の保険については、精算が 3 月 31 日過ぎてから、来年になりますんで、来年に入って来るという形の中で、一般財源が増えるという形になっております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 8 ページ、3 億 1,400 万程、今年度やるわけなんですけれども、昨年の災害においてですね、どれくらい被害被って、この 3 億 1,400 万で、何パーセントぐらいな復旧言うんか、それらと。

それと、これ下水の場合も減免があったんかいな。被害を受けた方については、その件数

なり、金額はいくらぐらいか。

〔下水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 特環公共下水道ですけれども、処理場関係、上月浄化センター、上月雨水ポンプ場、久崎浄化センター、それぞれのマンホールポンプ場、笹ヶ丘の橋等、たくさん、佐用のマンホールポンプと、それから、福原橋、受けました。総事業費としては、ここに挙げている金額でございますけれども、まあ、インフラについてということで、ほとんど、本年度予算でつきます。ほんで、仮復旧については、8月の14日に、もう全て仮復旧して受け入れしておりますけれども、本復旧を、ほとんど、この3月31日に終わります。それで、残りとしましては、福原橋、これVP管で吊っておるんですけれども、それと笹ヶ丘橋、これ応急復旧で済まいてますけれども、本復旧はわずかです。

それで、現実96パーセントぐらいは、本年度で完成して、後、福原橋と笹ヶ丘については、繰越予算を組んでおりまして、後6パーセントほどで終了するという格好でございます。

あっ、もう1件、使用料の関係ですけれども、災害減免、金額にして、310万9,100円。対象者は、り災証明を発行された床上浸水家庭。それと、被災証明の事業所と、それについてしております。これは、申請という、まず住宅については、申請やなくて、り災証明が出た人、これについて出しております。

それから、事業所等については、申請ということで、申し訳ありません、件数、細かいところはつかんどんやけど、ここへ持って来ておりませんけれども、り災証明と被災証明の関係と、ほぼ一致すると思います。以上です。

議長（山田弘治君） はい、他に。他にないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第31号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第31号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第31号、平成21年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第5号）の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第20． 議案第32号 平成21年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 20、議案第 32 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 7 ページ、集落排水の 2,936 万 9,000 円ですか。災害を受けたと思うんですけど、これら使うことによって、この分について、何パーセントぐらいできて、何パーセントぐらい残るんかというんが 1 件と。
その下の、いわゆる工事請負で、契約減で、三角の 2,950 万拳がってございますけれど、これらについては、件数的に、何件で、こう減になったんかいう。

〔下水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 事業、災害復旧の進捗率が 1 点あったと思いますけれども、農集施設については、早瀬の浄化センター、これが、処理槽以上まで浸かりました。それから、水谷浄化センター、この関係が、水谷浄化センターの入り口付近、それと、亀岩の橋の関係です。早瀬は、災害復旧は、もうこれで、3 月 31 日で終わります。後、亀岩橋の関係ですが、提案説明の方でご説明させていただいておりますけれども、河川改修と、合併施工ができないかという形の要望の中で、県と調整しております。農林水産省と調整しながら、復興計画に合わせてできるかどうか。
それで、現実的には、V P 管を歩道の高欄にして、機能は 8 月の 14 日に完了していません。
それと、もう 1 件。

〔岡本義君「もう 1 件、契約減の分。下の 10 番の」と呼ぶ〕

下水道課長（寺本康二君） あっ、契約減については、亀岩橋、それと、亀岩橋を来年度に送ったことによる、

〔岡本義君「1 件だけ」と呼ぶ〕

下水道課長（寺本康二君） ええ、その減の関係です。
それと、早瀬の浄化センターの関係が、契約減という形でございます。

議長（山田弘治君） はい、他に。他にないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論はないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 32 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 32 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 32 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 21 . 議案第 33 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 4 号)の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 21、議案第 33 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 4 ページのね、瀬戸内オリーブ基金、これについては、もうこれ、今回限りでしょうか。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（山田弘治君） 天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） この瀬戸内オリーブ基金と申しますのは、安藤忠雄さんっていう建築家が、基金の代表をやってらっしゃるんですけども、これに対してですね、瀬戸内海沿岸の 13 府県及び 7 の政令指定都市、それから 13 の中核都市、これらが、知事、市長会会議というのをやっております、そこへ基金を使って、環境保全をやるための、いわゆる緑化を推進しているというのが実態なんですけど、毎年、1,000 万円ぐらいの予算を使って、各自治体に緑化をしないかという要請があります。

で、今回は、兵庫県が、だいたいまあ、200 万円を上限にお受けしまして、われわれの所に、80 万円の緑化の予算が下りたというのが実態で、毎年つくというわけではございません。申請をして、認められれば出てくるというものです。

議長（山田弘治君） はい、他に。他に質疑がないようですから、

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18 番(平岡きぬ糸君) 6 ページ、委託料で、シルバー人材センター等業務委託料 115 万円、この内容について、お願いします。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） はい、お答えします。園内の緑地管理は、当初予算で組んでいるわけですが、私ども財源難で、園内の、その外側ですね、下草刈りとか、そういうものを、最初から予算を置かずに、もし、余れば、是非美しくしたいという欲求がございまして、ですから、本当は、最初から組みたいところなんですけれども、余れば、是非、やろうということで、周辺の整備、27 万平方メートルありますので、そういった周辺の下草刈りを中心に、少し、財源に余裕ができましたので、やっていただいたというのが、この 115 万の補正であります。

議長（山田弘治君） はい、他に。他にないようですから、これで本案に対する質疑を最終をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 33 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 33 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 33 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 22 . 議案第 34 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 22、議案第 34 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 前回、町長の説明の中ではですね、台風等あって、約 80 パーセントぐらいで、ちょっと落ち込んだというふうに聞いたんですけど、台風の関係でですね、何月何日から、何日まで、その災害者が、あっこへ入居をされておったと思うんですけど、延べ人数でですね、何人の方が、そこに、いつからいつまでいらっしゃったかと。

それと、お風呂もですね、開放してありましたけれど、最終的に、何人の方が、そういう災害の方が、お風呂へ入られたんか、そこらへんについて。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） まず、宿泊の関係ですけども、8月の14日から、もう被災者の受入をしております。

で、基本的には、9月の20日で、避難所の解消ということにしたわけですけども、その後、町営住宅の修繕の関係で、受入をしております。それが、10月末まで受入をしております。ということで、合計で、延べ人数で1,810人が、利用されたということでございます。

で、風呂ですけども、風呂の方は、10日から、8月の10日から、早速始めておまして、10月の末まで受入をしております。合計で、7,036人ということになっております。以上です。

議長（山田弘治君） はい、他に。他に質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第34号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

議案第34号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第34号、平成21年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第2号)の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第23．議案第35号 平成21年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第2号)の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第23、議案第35号、平成21年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 35 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 35 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 35 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第 2 号)の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 24 . 議案第 36 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 24、議案第 36 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） このことについて、いわゆる災害がなかった分の、過去 3 年さかのぼって、平均的なものと、昨年の災害があった分と、その比較として、どれぐらいの差が出たんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回の災害ですね、農作物を含めて、水稻、畑作物ですね、それから、園芸施設等も被害を受けております。例年、水稻においてもですね、例年よりは多くてですね、本年度は、確か、4,900 万ぐらいだったと思います。

それから、畑作物についてもね、850 万ぐらいで、畑作物については、約 4 倍ですね、例年の 4 倍ぐらいな共済金の支払という形になってます。今回の災害ではですね、突出した、過去 10 年を見てもですね、突出した共済金の額になっております。

議長（山田弘治君） 他に。他に質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 36 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 36 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 36 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 25 . 議案第 37 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 25、議案第 37 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） この分についても、災害がありました。ですから、その災害の金額ですね、どれぐらい、いわゆる、あって、今年度で、何パーセントぐらい復旧できるかいうことと、残りが、その、残りは、その残りということになるんですけど、その見通しについて。

〔水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 水道課長。

水道課長（野村久雄君） お答えします。上水会計の方の災害につきましては、全部で 62 件ございます。それで、21 年度につきましては、18 件実施しております。執行率につきましては、8.4 パーセントとなっております。その残りが 22 年ということになります。残り 91.6 パーセントが、残りとなっております。よろしいでしょうか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） これ、何か、被災者には、減免した件数とか、金額っていうのを、そこらへんは。

〔水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） ちょっとお待ちください。

ええっと、この前の災害の減免ですが、基本料金の減免を 1,900 件しております。これが、401 万 5,000 円となっております。

それから、超過料金の方につきましては、1,062 件、277 万 4,000 円を減免しております。

以上でございます。

議長（山田弘治君） 他に。他に質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで、本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 37 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 37 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 26 . 議案第 55 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 26 に入りますが、日程第 26 は、本日追加提出の案件でございます。

議案第 55 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お手元に議案書を配付しております。議会事務局長に議案を朗読させます。ちょっと、暫くお待ちください。はい、局長、お願いします。

議会事務局長（大久保 八郎君） 失礼しました。

それでは、議案第 55 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、佐用町職員の給与に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 43 号）及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 28 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 22 年 3 月 12 日提出。佐用町長、庵造典章。

理由、人事院勧告により国家公務員の時間外勤務の取扱いが改正され、地方公務員等においてもこれに準ずる改正を行うため。以上でございます。

議長（山田弘治君） 事務局長の朗読は終わりました。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 55 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正の内容は、4 月 1 日から施行される労働基準法の改正及び人事院勧告に基づき実施される国家公務員の超勤時間の取扱いの改正を準拠し、職員の時間外勤務手当の支給割合の引上げと時間外勤務代休時間制度の新設のために関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、佐用町職員の給与に関する条例の改正により、特に長い時間外勤務を抑制するため、月 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を 100 分の 150 に引き上げることと、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により、特に長い時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、1 ヶ月について 60 時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分に代えて、時間外勤務代休時間を指定できることとするものでございます。

ご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております議案第 55 号につきましては、3 月 25 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 動議を提案したいと思います。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める

意見書を提案したい動議を行います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　ただ今、平岡きぬ糸君から、核兵器廃絶と恒久平和実現に関する意見書の提出についてを議題とすることの動議が提出されました。

賛成者がありますので、この動議は成立をいたしました。

ここで暫く休憩をいたします。そしたらね、この時計で 20 分まで休憩をいたします。

午後 0 2 時 1 2 分 休憩

午後 0 2 時 3 1 分 再開

議長（山田弘治君） 　　それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

先ほど、平岡きぬ糸君から動議が出た際、私の方が、核兵器廃絶と恒久平和実現に関する意見書の提出についてということをお願いしたけれども、訂正をさせていただきます。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書と、こういうように訂正をさせていただきます。

それでは、平岡きぬ糸君から、お手元に配付いたしましたとおり、意見書の提出について、文書で提出されました。

お諮りをします。意見書の提出についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　ご異議ないと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに可決されました。

追加日程第 1 . 発議第 5 号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）

議長（山田弘治君） 　　すいません。それでは、追加日程第 1、発議第 5 号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）を議題にします。

お手元に議案書を配付いたしておりますので、議会事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 　　発議第 5 号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を、佐用町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 22 年 3 月 12 日提出。

提出者、佐用町議会議員、平岡きぬ糸。賛成者、鍋島裕文。同じく、吉井秀美。同じく、笹田鈴香。同じく、金谷英志。

理由、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため。以上でございます。

議長（山田弘治君） 事務局長の朗読が終わりました。
ここで発議第5号について、提出者の説明を求めます。18番、平岡きぬ糸君。

〔18番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18番(平岡きぬ糸君) 上程されております意見書案の提案説明を行わせていただきます。
意見書案は、3月2日本会議で全議員に配付されました、広島市の意見書を基にして作成をしております。

それでは、説明を行います。

核兵器の廃絶と恒久平和の実現は、私たち被爆国民の心からの願いです。

今世界では、核兵器のない世界を求める声が大きくなるとなっており広がっています。昨年4月のオバマアメリカ大統領の核兵器のない世界をアメリカの国家目標とすることを表明しました。そして、昨年9月には国連安全保障理事会が核兵器をめぐる問題で、初めて、首脳特別会合を行い、核兵器のない世界を目指した条件づくりに取り組む決意を宣言する決議を、核兵器保有5大国を含む全会一致で採択しました。同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、わが国がアメリカなどと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しております。

こうした歴史的な流れを更に確かなものとし、核兵器廃絶を早期に実現するための国際条約を締結することが不可欠です。

このため、広島・長崎両市と世界の3,396都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年5月の核不拡散条約再検討会議で採択されることを目指しています。

よって、国会及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年の、今年ですけれど、NPT再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。との内容です。

以上、議員各位のご賛同で採択いただきますよう提案の説明とします。

議長（山田弘治君） 発議に対する提出者の説明が終わりました。
本件につきましては、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） 矢内議員。

14番(矢内作夫君) 提出先であります、その、内閣総理大臣以下、総務大臣、外務大臣、このへんの国の考え方というのは、どんなんですか。
それと、この再検討会議というのは何カ国が参加しておるものなんですか。2点。

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番(平岡きぬ糸君) 国の考え方は、総理大臣が国連で表明したように、核兵器廃絶の先頭に立つ。そういう決意表明をされておりますから、それが、国の考え方の、決意の表れ

です。

その後の、いろいろな動きについては、様々報道されておりますけれど、私は、その決意表明が大事な立場だと考えているものです。

それから、検討会議の参加者ですか、参加国。ちょっと、待ってくださいよ。ちょっと待ってくださいよ。参加国ですね。数そのもの、NPT、現在、NPTの189、締結国があります。189という数字を聞いておりますけれど。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、矢内議員。

14番（矢内作夫君） いや、あの、私もその、国連の安全保障理事会で、総理がそういうふうなことを仰られたということは、ニュースで聞いてます。ほなら、もう国の考え方が決まっておるんやから、今更、意見書を出す必要はあるんですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） そういう表明をされておりますけれども、その声が、きちんと届けられるように、世界、核兵器廃絶の具体的な応援、応援する言うたらあれですけど、そういう内容にしていくために、積極的に、国は、そういった場で発言をできるように、そういう意味です。はい。ですから、表明しているから、それで終わりではなくって、この5月、今年の5月に、この会議は開かれますので、それに向けて、大事な意見書に、私は、佐用町議会の態度としてなると思います。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、矢内議員。

14番（矢内作夫君） まあ、反対は、私もしませんけれど、総理がそういうような考え方でやられておるわけなんですのでね、一々、こういうようなもんを出す必要がないかなとはいうふうには思います。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 例えば、ロシアとか中国でも、たくさんの核を持ってですね、中国の軍事予算でも、毎年10パーセントを超えるほど伸びて、また、空母つくったりしております。まあ、空母もつくれば、当然、そういう核の積載もやるんでしょうけれど、北朝鮮にしてもですね、止めろと言っても、もう何ぼ言うても、陰で隠れて、その核の開発やったり、6カ国協議でも、ここらあたりしませんけれど、あなた達共産党は、そういう同じ共産党を通じてですね、何か、そういう書面出されたことがあるのかな。考えは。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） ちょっと、質問の意味が、分かりかねたんですけど、被爆国である日本としてね、それは、これは党派を越えた大事な国民的な課題ですから、国と国との話し合い、国際的な問題ですから、正式な場で、私たちも、いろんな草の根の運動として、核兵器のない世界を目指すということで、一步一步、その実現のために頑張っているという、そういう立場ですので、そういう国と国との交渉については、やっぱり国として、正式に話し合いの場を持つように、国民の 1 人としても、働きかけをしていかないかんという立場です。よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） それ、出すんか出さんのんか、それはどがいなん。

〔平岡君「えっ」と呼ぶ〕

〔岡本義君「いや、違うがな、その向こうの国に対して」と呼ぶ〕

〔森本君「同じ共産党のにな、あっちのことに言わんのか言いよんや」と呼ぶ〕

〔平岡君「ああ」と呼ぶ〕

〔森本君「つながとんちゃあうんかいうことや」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 共産党という名前が一緒やから、その働きかけはしないかという質問かと思うんですけど、日本共産党ですから、その、日本の国民に支持されている政党なので、北朝鮮とか、それぞれ外交の問題については、きちんと、正式のルートで交渉していくべきだと、私、思うんですけど。ちょっと、回答にならないかもしれませんが。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 新田議員。

〔鍋島君「賛成議員で、一言言わせてもらえませんか」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員、ちょっと。

〔山本君「今の答弁やん」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 　　ん。

〔山本君「今に対する答弁を変わりに賛成議員としてする言いよんやから」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 　　そしたら、どうぞ。

〔山本君「答弁やで、さしたげて」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 　　はい。

21 番（鍋島裕文君） 　　賛成議員として一言。この内容というの、まず、紹介議員の平岡議員が言われたように、党派を越えた、全世界に対するね、そういう呼びかけ。具体的には、今年の 5 月の、NPT 検討会議でね、それを盛り込むと。2020 年、そういう大事な内容で、これは、中国や北朝鮮や何やらじゃなくて、全世界的にね、こういう、NPT での議決をするという点が、大事なことです。国際世論としてね、こういう核兵器を許さない。廃絶していくと。そういう世論を作っていく点が、まあ第 1 点であります。

それから、後、北朝鮮に言うのか、どうのこうのかって言われるけども、私達は、北朝鮮と言うのはね、従来から自民党、社会党と仲良くしていたけれども、あれは、まともな国じゃないということで、ずっと批判をして参りました。そういう、あれは、国であります。そういった点ではね、共産党だから、どうのこうのじゃなく、仲良くしていたのは、自民党、社会党ですから、その傾向を見ればね、そちらを考えてもたらどうかと。

ただね、世界的にね、そういうふざけた国があったとしてもね、大きな世論でね、そういうこと許さないという世論を作っていくことは今、とりわけ大事な点だということを答えておきます。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 　　新田議員。

2 番（新田俊一君） 　　ちょっと、岡本議員と同じようなことになるんですけどね、われわれ、これ、私もこれ、反対する気持ちはないわけなんですけども、もっと、国会の、この共産党の人が、たくさんおられますはね。方々に。そういった方々で、例えば、パキスタンとかイランとか、北朝鮮とか、もしくは、その 6 力国協議の等もあるわけなんですけどね、そういう所へ向けて、そういう核拡散言うんですか、そういうことについて、止めてくれというような文書を出すんですか、そういうルートは取っておられるんですかね。共産党の中で。そのへんを、ちょっとお聞きしたいんやけどね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 　　はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 　　ちょっと方向が違うみたいな感じやね。

あの、その問題はね、拉致問題を含めてね、6 力国協議というのがあるでしょ。6 力国

協議、あれを提案して、核問題をね、核兵器廃絶をね、大事な課題としてすべきだというのは、前、不破哲三という国会議員が、私どもの委員長におられたんですよ。あの時点からね、その問題は提起して、一貫して、そういう核保有国に対する核兵器の廃絶。これは、アメリカだけじゃなくって、中国に対してもね、全世界に対して、勿論、ロシアに対してもそうですけど、私どもは、その立場で呼びかけているし、そういった正式な文書で、それぞれに文書を送っているというのが、今までの経過であります。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 西岡議員。

17番（西岡 正君） 矢内さんと同じような考え方なんですけど、国のトップが、もう既に、核拡散に対して、反対をしておるわけですから、われわれが、ここで意見書を出して、どのような効果があるのかという、僕は、そういうこと思っているんですけど、ちょっと答えてもらえませんか。

〔鍋島君「よろしいか」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） まあ、最終的に、全員に配られたようにね、広島市議会、それから、それ以外に、多くの自治体がね、この核兵器廃絶の意見書を挙げておるんですね。それは、これは、もう、地方議会としてはね、一番大事な機関意思決定、意見書を挙げるというね、立場で、平和あってこそその議会だと。とりわけ核兵器廃絶というのは、国民の悲願ですから、被災国としてね、被爆国として。そういった点で、全自治体、全議会がね、やっぱり意見書挙げるっていうのは、これは、大きな国際的にも力になるし、日本は、広島、長崎や、決められた市議会、町議会の意見書やなくてね、全国的に、そういった気運で、それぞれの県なり議会がね、意見書挙げているということになればね、これは大きな力になるというふうに、まして、大臣が、総理大臣がね、世界会議で、そういった発言をすれば、大きな力になると、このように思います。

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、西岡議員。

17番（西岡 正君） どちからかと言うと、国の考えと、地方、われわれの考え方の違いがあって、それを何とか、この言う、いい方向へという形のなかで出される意見書が、非常に多いわけですけれども、そんな中で、先ほども申しましたように、出されるっていうのは、これより、大きな意味があるということは、それぞれの見解、私どもの見解の相違がありますので、私は、そういうトップがですね、そういう考え方であるなら、別に出す必要はないんじゃないかと、このように思っています。

議長（山田弘治君） はい、他に。他にないようですから、これで、本件に対する質疑を

終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。賛成討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これにて本件についての討論を終結をいたします。

これより、発議第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。発議第5号について、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって発議第5号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）は、原案のとおり可決をされました。

議長（山田弘治君） 以上をもちまして本日の日程は終了をします。

お諮りをいたします。明13日から3月24日まで本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る3月25日午前9時30分より再開をいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

午後02時50分 散会